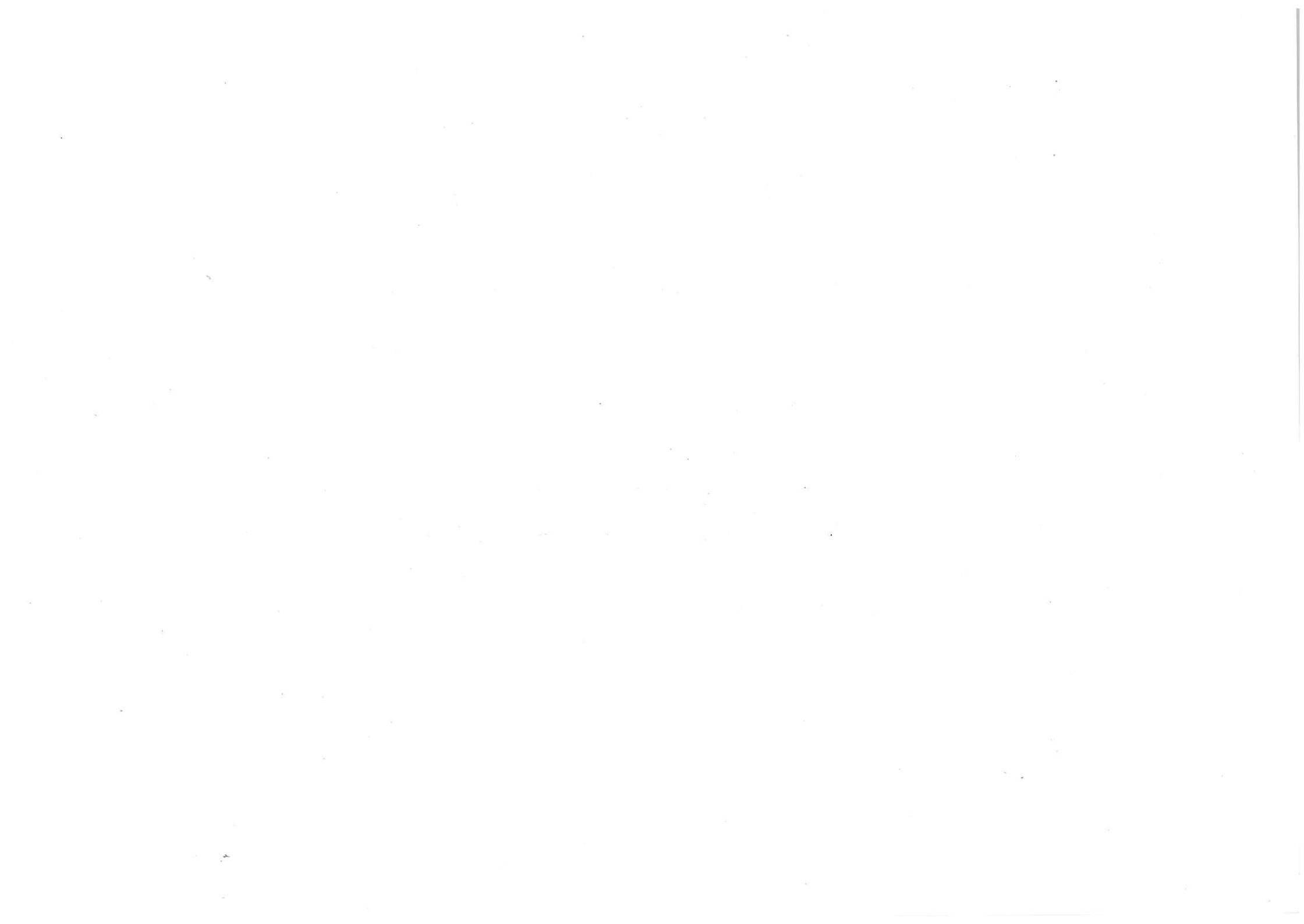


令和元年度
武藏野市第三次男女共同参画計画
(平成26～30年度)
推進状況調査報告書(平成30年度実績分)

武藏野市



はじめに

武蔵野市では、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を制定し、平成29年4月から施行しています。また、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため「武蔵野市男女共同参画計画(平成31年3月以降、武蔵野市男女平等推進計画に改称)」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この報告書は、条例第10条に基づき計画の進捗状況について年次報告書として作成したものです。

全ての人が、性別等にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に向けて、計画の総合的かつ横断的な推進を図っていきます。

令和2年3月

目 次

1 武蔵野市第三次男女共同参画計画の体系図	P 1
2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)	P 2
3 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況	P 41
4 都区市町村の議会・委員会等の女性比率	P 45
5 武蔵野市の職員の女性比率	P 46
6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書	P 47
7 武蔵野市男女平等推進審議会評価(平成30年度実績分)	P 73
参考資料「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」	P 81

報告書の見方

(1)施策の区分(本書P2~)

「継続」 前計画から引き続きしていく事業。レベルを落とすことなく推進していきます。

「充実」 前計画に位置づけられていた事業で、計画期間である5年間に、内容を充実していくものです。

「新規」 今回の計画から、新しく取り組む事業です。

(2)主管課の自己評価(本書P2~)

【評価基準について】

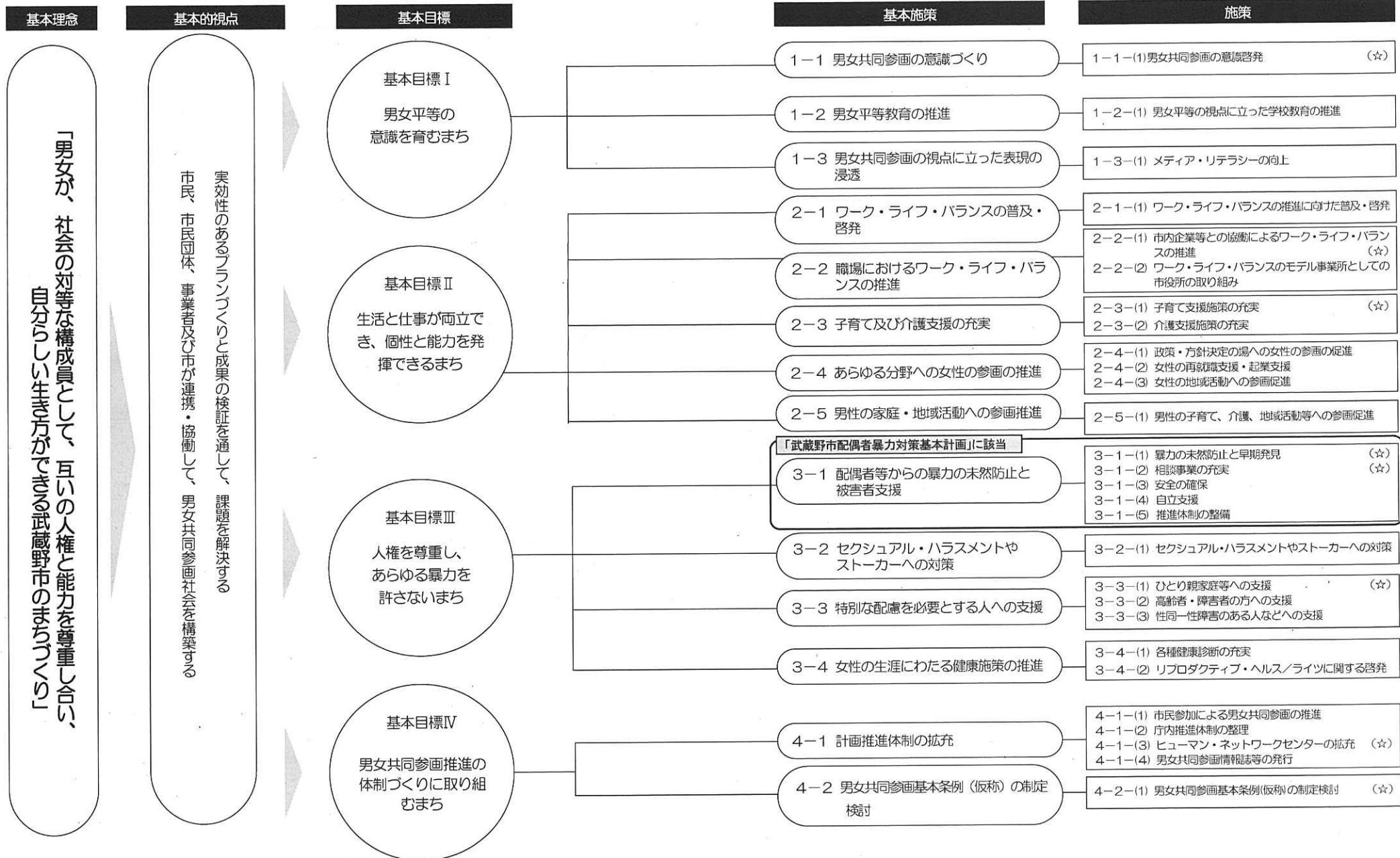
A:順調または目標達成
B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
C:検討が必要
D:実施せず

(3)武蔵野市男女平等推進審議会による評価(本書P73~)

(2)の主管課の自己評価をもとに、武蔵野市男女平等推進審議会が基本目標に対する効果の度合いを基本施策ごとに下記の基準により評価しました。

◎…順調である	効果的な取組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

1 武蔵野市第三次男女共同参画計画の体系図（☆印は重要施策）



2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち (新規:1/継続:8/充実:3)								
基本施策1 男女共同参画の意識づくり								
(1)男女共同参画の意識啓発(☆)								
1	男女共同参画意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女共同参画意識を醸成するため、武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、ヒューマン・ネットワークセンターなどの各種講座を開催する。	継続	生涯学習スポーツ課 男女平等推進担当	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。 引き続き、男女平等推進センター企画運営委員会において、第三次男女共同参画計画の課題に沿った講座を企画実施する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、自由大学講座2講座、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座5講座などを実施した。 該当する講座としては、地域自由大学正規科目、成蹊大学において、「ジェンダーの社会学」「政治とジェンダー」「人権とジェンダー」を実施した。ほかに武蔵野プレイス主催事業として、「少しのことでもこんなに変わる！子育て夫婦のパートナーシップ講座」を行った。 多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し、男女平等意識の啓発を行った(21企画、24講座、参加者延764人、託児141人)。	A B	継続 継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 順調または目標達成

B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要

C: 検討が必要

D: 実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

		事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
	2	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画関係団体と市民で構成する実行委員会を組織し、男女共同参画社会実現のための週間事業を実施する。	充実	男女平等推進担当	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、企画の公募や団体活動補助金事業も合わせ、男女共同参画週間に講演会・映画上映会・パネル展示などを行う。	男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ男女共同参画フォーラム2018を実施することで、意識啓発に努めた。平成30年度から運営方法を見直しを行い、市民団体や市民で構成する実行委員会形式での実施から、男女平等推進センターが企画運営委員会の協力を得ながら講座・イベントの企画を広く募集する「公募」型での実施を開始した(記念講演会1回、講座等4回、参加者延270人、託児28人)。	B	継続
	3	国際的理的理解を深めるための取り組み	先進諸国の女性の地位向上に関する取り組みを周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	継続	男女平等推進担当	男女共同参画フォーラムにて、国際協力を行う団体へ活動助成を行う。	フォーラム「未来を花束にして」を上映し、参政権を得るために戦った女性の実話を通して身近な政治参画についてパネルディスカッションを行うことで、課題や問題意識を活かした行動についての意識啓発を行った(参加者119人、託児10人)。	B	継続
	4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動にあわせ、図書館での特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	新規	図書館	前年度と同内容の実施を予定	11月ミニトピックス「女性に対する暴力をなくす運動」、中央図書館、67冊を展示。同じく、武蔵野プレイス87冊を展示するとともに、新たに吉祥寺図書館でも展示を開始した(40冊)。	A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

施策	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
	5 「まなこ」「そよ風」の発行	男女共同参画の推進を図るために、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を発行する。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性が活用できるよう検討する。	充実	男女平等推進担当	引き続き、第三次計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。	「まなこ」は、地域活動、家事労働ハラスメント、スマホに潜む性的搾取を特集した。また第四次男女平等推進計画(案)の答申についても掲載し、計画の進捗状況について情報提供した。市民会館文化祭において、パネル展示を実施し、まなこの紹介をした。また、特集テーマに関する図書展示を行った。センターの活動内容を「活動レポートとして報告した。	A	継続

基本施策2 男女平等教育の推進

(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進								
	6 男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	継続	指導課	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳教育を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。	特別の教科道徳では、小学校第5学年では理解し合って協力する心情を小学校第6学年では異性について理解し、互いに信頼し学び合って友情を深め、よりよい人間関係を築いていくとする態度を、中学校第1学年では、友人関係についての話し合いを通して、異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築していくとする態度を育む授業を行った。	B	継続
	7 人権尊重教育の推進	人権教育推進委員会において人権教育に関する指導資料等を作成し、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	指導課	市人権教育推進委員会を年間5回開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	市人権教育推進委員会では喫緊の課題である主に「いじめ」について取り上げたが、多様性の理解や一人一人の人権が尊重される指導に資するよう報告書をまとめた。	B	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標						【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要 C:検討が必要 D:実施せず		次期計画での区分 ・「継続」…現状維持 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど ・「終了」…次期計画には掲載しないもの	
	基本施策					評価	次期計画での区分		
	施策		事業名	事業概要	区分		平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	
	8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、キャリア教育として望ましい職業観・勤労観を育成する。	継続	指導課	引き続き、進路指導担当者会で、キャリア教育をテーマとした研修会を行う。職業調べや職場体験学習に留まらず、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。	年間指導計画に基づき自分によさや友達のよさを認め合い、励まし合ったり、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え方行動しようとする力を育てた。全中学校の第2学年で、生徒の希望を生かした、3日間の職場体験学習を実施した。	B 継続	
	9	教職員への研修の充実	教職員に対し男女共同参画についての理解を深めるため、研修を充実させる。	継続	指導課	引き続き、東京都教育委員会主催の人権教育に関する研修への全校の管理職、主幹教諭等及び進路指導担当者の参加とともに、人権尊重教育推進校の研究・実践等に関するブロック連絡会に参加する。また、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施する。	東京都教育委員会主催の研修では、多くの副校長が「性的マイノリティ」をテーマとした研修会に参加した。自分を大切にすることやインターネットでの人権侵害を取り上げた研修会に参加した。加えて、人権教育プログラムを活用した校内研修を全校で実施した。	B 継続	
	10	発達の段階を踏んだ性に関する指導の適切な実施	児童・生徒の発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を適切に行う。	継続	指導課	引き続き、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	小学校では、体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では、教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。	B 継続	

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標		【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要 C:検討が必要 D:実施せず				次期計画での区分 ・「継続」…現状維持 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど ・「終了」…次期計画には掲載しないもの		
基本施策		策						
	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
基本施策3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透								
(1)メディア・リテラシーの向上								
11	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	継続	生涯学習 スポーツ 課	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、自由大学講座2講座、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座5講座などを実施した。	A	継続
				指導課	引き続き、教職員のリテラシーの向上を図るとともに、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。	メディアリテラシーに関する各校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図るとともに、SNS学校ルールやSNS家庭ルールづくり等、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図った。	B	継続
				男女平等 推進担当	講座「夜活★むさしのメディア塾Vol.2メディア報道を読み解く」を実施する。	講座「夜活★むさしのメディア塾Vol.2メディア報道を読み解く」を実施した(参加者21人、託児1人)。	B	継続
12	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	充実	秘書広報 課	都内で表現ガイドラインを作成している自治体に、作成方法などをヒアリングする。	都内の他自治体のガイドラインや手引きを収集し、作成方法およびガイドラインの内容について検討を進めた。	C	充実
				男女平等 推進担当		他の自治体が作成した表現ガイドラインを取り寄せ、作成方法やガイドラインの内容について研究した。	C	充実

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】 <主管課の自己評価>

A:順調または目標達成

B:概ね順調だが、さらに工夫が必要

C:検討が必要

D:実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

次期計画 での区分

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち (新規:3/継続:21/充実:14)

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

		事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画 での区分
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち (新規:3/継続:21/充実:14)									
13	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。		継続	子ども政策課	引き続き、事業の充実を図る。現在実施内容については未定。	平成31年3月10日、「子どもの隣で仕事をすること」をテーマとする講演会『ハタラクカイギ2019』を関係課(生活経済・男女平等推進センター・子ども政策・高齢者支援課)との共管で実施。ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めた。	A	継続
					男女平等推進担当	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるための講演会や情報提供などを実施する。	「(人生100年時代の)女性のためのマネーとライフのプラン(参加者31人、託児3人)」や「子育ても自分の生き方も!ママのためのライフキャリア講座(参加者34人、40人)」を実施したほか、まなこ104号にて家事ハラスメントを特集した。	B	継続
14	「まなこ」でワーク・ライフ・バランスの掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。		継続	男女平等推進担当	引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関わる情報を掲載できるよう検討する。	「まなこ」104号にて家事労働ハラスメントを特集し、男性の家事育児参加の重要性や年代や家庭環境の異なる方との意見交換などを掲載し、家事労働の重要性に対する意識啓発を行った。	A	継続

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標		【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要 C:検討が必要 D:実施せず				次期計画での区分 ・「継続」…現状維持 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど ・「終了」…次期計画には掲載しないもの									
施策	事業名		事業概要		区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分					
基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進															
(1) 市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進(☆)															
15	市内企業の両立支援促進に向けた融資制度やアドバイザー派遣制度等の研究	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を検討するとともに、企業の要請に応じて専門家を派遣するアドバイザー派遣制度を研究する。	新規	生活経済課/男女平等推進担当	両立支援に積極的に取り組む企業に対する融資制度を含む支援について検討するとともに、都労働相談情報センターの実施する専門家派遣事業の周知を図る。(生活経済課)	都労働相談情報センターの実施する専門家派遣についてチラシの配架、市ホームページでの情報提供を行った。(生活経済課)	B	終了							
16	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女共同参画の推進を評価項目に入れ市内企業の育児休業等を促進する。	継続	管財課	総合評価制度の継続するか否かを含め見直しを行う。	総合評価制度見直し中のため、施行を中止している。	C	見直し							
17	市内事業所に向けた情報発信の充実(国・都・市の助成制度等の周知)	市内事業所に向けた講座、セミナーを開催し、事業所内啓発・推進役育成や国・都・市の助成制度等の周知を図る。	充実	生活経済課	都労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。	都労働相談情報センター等、関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行った。	B	継続							
				子ども政策課	市内事業者に向けた啓発方法について検討する。	実施実績なし。	C	終了							
				男女平等推進担当	企画運営委員会で調査する武藏野市のジェンダー統計を参考に市内事業者に向けた啓発方法について検討する。	企画運営委員会で武藏野市ジェンダー統計調査を実施し、啓発に向け対応を行った。	B	継続							

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

主管課

平成30年度事業予定

平成30年度事業実績

評価

次期計画 での区分

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 順調または目標達成

B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要

C: 検討が必要

D: 実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

18 両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介

両立支援に関する企業活動の取り組み事例紹介を行うよう検討する。

新規

生活経済
課

関連事業のリーフレット等の配架・配布を行う。また、都や厚生労働省が実施する認定事業の広報や事例の周知に努める。

関連事業のリーフレット等の配架・配布を行った。

B

継続

19 育児・介護休業制度の企業への普及の推進

育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。

継続

生活経済
課

都労働相談情報センター等関係機関のチラシ、リーフレット等の配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行う。

都労働相談情報センター等関係機関のチラシ、リーフレット等の配架・配布を行った。

B

継続

(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

20 男性の育児休業等の取得促進

男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。

充実

人事課

・「育児参加休暇」の導入については他の休暇との兼ね合いを考慮しながら引き続きを検討していく。
・制度改革内容の周知を含め、介護を行う職員それぞれの介護事情にあわせて適切な時期に適切な期間の介護休暇を取得できるよう支援していく。
・男性の育児休業取得者が増えていることから、庁内で経験談を共有することでより一層の取得しやすい雰囲気の醸成を図る。

・「育児参加休暇」について、都や他市の導入状況を調査し、検討を行った。
・「休暇・休業相談窓口」を人事担当に設置し、制度内容や活用の仕方など、個別相談に応じた。
・介護と仕事の両立を支援するチラシを作成し、周知を図った。

B

継続

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
21 長時間勤務の是正	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、長時間勤務を是正する。	充実	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「カエルデー（各課で月1日以上の一斉定時退庁日）」「YY月間（「年次有給休暇取得促進月間）」や「ノーアクションデー・ノーカンパニー」を実施する。 ・超過勤務時間が45時間を超える職員の所属長による、「超過勤務命令（長時間）対応策届出書」による効果の検証を行い、超過勤務が減少した所属については手法を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課で月1日以上の一斉定時退庁日「カエルデー」やYY月間（年次有給休暇取得促進月間）を設定し、実施した。 ・月末の金曜日を「ノーアクションデー・ノーカンパニー」として設定し、放送等により促進を図った。 ・超過勤務時間が45時間を超える職員がいる所属長には翌月に通知を行った。また、平成29年度に実施した、「超過勤務命令（長時間）対応策届出書」の中から、好事例について全庁で共有を図った。 	B	継続
22 働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験者による講演会、職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	充実	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事復帰に対する不安軽減を目的とした、育児休業中の職員と人事担当者や子育て中の先輩職員との交流の場、「育児休業取得者等懇談会」を実施する。育児休業中の体験談などを庁内報などを活用して紹介する。 ・「武藏野市ファミリーデー」を開催し、職員の家族等に仕事・職場について理解を深めてもらうとともに、職員が自らのワーク・ライフ・バランスについて考える機会とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月に「育児休業取得者等懇談会」を実施した。 ・育児休業中の職員向けのマーリングリストを作成し、定期的な情報提供（庁内報・市報・通信教育の受講案内などの自己啓発支援）やスムーズな復帰のための手続きの流れ等をお知らせするなどの連絡を行った。 ・育児休業を取得した経験のある男性職員の座談会を開き、庁内報で共有した。 	A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

主管課

平成30年度事業予定

平成30年度事業実績

評価

次期計画
での区分

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 順調または目標達成

B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要

C: 検討が必要

D: 実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

(1)子育て支援施策の充実(☆)

23 子育て支援施設の整備

孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。

充実

子ども政策課

平成32年度から5年間を計画期間とする第五次子どもプラン武蔵野を策定する際に、再度ニーズ調査を行い、子育て支援施設のあり方を検討する。

第五次子どもプラン武蔵野の策定における、子育て支援施設のあり方検討の基礎資料となる「武蔵野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、報告書を作成した。

B 充実

24 子育て支援施設のサービスの充実

認可保育園における専門職の活用による相談事業などを実施する。

継続

子ども育成課

引き続き、各保育園での子育て支援イベントを実施する。市民の参加を促進するため、健康課が所管する「ゆりかごむさしの」事業との連携による情報共有及び広報・啓発を図る。

「プレママのひろば」事業や「あかちゃんのひろば」事業を実施し、栄養士や保健担当も参加者からの相談に応じた。また、園庭解放による地域交流、栄養士による離乳食講座、救急法講座などの各種イベントも実施した。

B 継続

25 子育て支援団体の育成支援と連携強化

子育て支援団体リーダー研修会など人材育成やネットワーク作りを図り、子育て家庭を支援する。

継続

子ども政策課

引き続き、講座や研修会等を行い、子育て支援者の育成及び共助のしくみづくりを充実させることで、横のつながりを更につくり、連携を強化する。

・当事者ボランティアを含む子育て支援者の発掘・育成のための講座を年2回実施し、交流会等を行い継続的なつながりの持続に努めた。
 ・子育てひろばネットワーク会議を年2回行った。主体的に参加者が関わることができるようにすることで、さらなるネットワークの強化につなげた。
 ・子育てフェスティバルを実行委員会形式で実施し、家庭や地域・施設・団体とのつながりを意識して開催できる内容を検討の上、10月27日に実施した。

B 充実

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】			
<主管課の自己評価>			
A:順調または目標達成			
B:概ね順調だが、さらに工夫が必要			
C:検討が必要			
D:実施せず			

次期計画での区分	
・「継続」…現状維持	
・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど	
・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど	
・「終了」…次期計画には掲載しないもの	

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画 での区分
26 ファミリーサポート事業への支援	ファミリーサポート事業の機能を有する市内事業所の支援を通じて、子育て家庭の就労継続を支援する。	継続	子ども政策課	引き続き、事業の周知を行い、会員の獲得を図る。	会員数のうち、ファミリー会員(利用者)は約270名増、サポート会員(支援者)は約25名増となった。	B	充実
27 子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	子育て支援ネットワークに、新たに認可・認証保育所、放課後等デイサービス事業所、NPO法人など計7の事業所、団体が加入した。		A	継続
28 病児・病後児保育の拡充	病児・病後児童をはじめとするさまざまな保育ニーズへの対応を推進する。	継続	子ども育成課	引き続き病児病後児保育室での預かり保育実施を支援していく。また、病児保育施設の新規開設を図る。	病児保育事業では、年間521名の市民が利用し、病後児保育事業では、年間284名の市民が利用した。また、平成31年4月1日に新規に1施設開設した。	B	継続
29 待機児童の解消に向けた多様なサービスの充実	待機児童ゼロに向け、認可保育園や保育ママなどの多様な主体による多様な保育サービスの整備を図る	充実	子ども育成課	平成31年4月における待機児童解消に向けて、引き続き認可保育所を始めとした保育施設の開設による定員増を図る。	認可保育所3園(認証保育所の認可化1園を含む)、認証保育所2園の開所により259名の定員増を実施した。	B	充実
30 児童施設の機能の充実	「地域子ども館あそべえ」や学童クラブ等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	継続	児童青少年課	・学童クラブの障がい児の受入対象を5年生までに拡大する。 ・各校にアドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図る。 ・五小で学童クラブを整備する。	左記予定事業を滞りなく実施した。また、本宿こどもクラブの入会児童数増に対応し、クラブ室の整備を行った。	A	継続
31 産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。	産前産後支援ヘルパー事業 ・利用家庭数:373 ・延利用日数:2,350	A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標					【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要 C:検討が必要 D:実施せず		次期計画での区分 ・「継続」…現状維持 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど ・「終了」…次期計画には掲載しないもの		
基本施策					施策				
	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分	
	32 「まちぐるみ子育て応援事業補助金」制度の実施	武蔵野市内において、地域の商店会等と連携しながらまちぐるみで子育て家庭を応援する事業の実施団体に対し、補助を行う。	充実	子ども政策課	2期目最終年度として、引き続きまちカフェ事業「ローズカフェ」を年10回程度開催する。年内予定で子育て情報冊子を作成予定。	開催された全10回分を補助した。また、子育て情報冊子(平成31年3月発行)を作成し、関係施設や地域の店舗等に配布した。	B	終了	
	33 障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。			整備費補助の効果もあり事業所が増加してきている。今後は事業所連絡会の内容を充実させ、サービスの質の向上を図っていく。	児童発達支援事業所が新たに1ヶ所開設した。(開設補助対象外)	A	充実	
(2)介護支援施策の充実									
	34 介護に関わる人材の養成と確保	ヘルパーやケアマネジャー等の研修等を実施し人権の尊重に配慮した介護ができる人材を育成する。	地域支援課 高齢者支援課	地域支援課	引き続き医療・介護関係者を対象とした研修を行っていくほか、地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)を開設し、体系的な人材の確保・育成を図る。	専門職に限らず福祉サービスを担う人材の確保・育成を一体的、総合的に行う機関として「地域包括ケア人材育成センター」を開設した。福祉公社に運営委託し、人材養成事業、研修・相談事業を中心行事を行った。	A	充実	
				高齢者支援課	・ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を予定。 ・介護人材・福祉人材の発掘・要請、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一体的に行う、総合的な人材確保・養成機関として、第3期健康福祉総合計画に位置付けられた「地域包括ケア推進人材育成センター(仮称)」を設置する。	・ケアマネジャー新任研修会、居宅介護支援事業者連絡協議会、訪問介護事業者連絡会議による研修及び東京都による集団指導を実施。 ・平成30年12月1日より公益財団法人武蔵野市福祉公社に運営委託し、「地域包括ケア人材育成センター」を開設した。	A	充実	

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成

B:概ね順調だが、さらに工夫が必要

C:検討が必要

D:実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画 での区分
35 介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	継続	障害者福祉課	29年度と同様に開催予定。 対応に苦慮する精神障害者支援に関する知識と情報を提供することにより、男性支援者の積極的な関りを促す。	・精神障害者を対象としたヘルパー等の現任研修会を、2月17日に開催。受講者9名。 ・多職種多機関の支援者を対象に精神保健福祉研修会を、11月18日、1月25日に開催。受講者述べ人数127名。 ・視覚、知的障害者ガイドヘルパー養成研修については、基礎研修及びフォローアップ研修を計4回実施。	B	充実
			地域支援課	第3期健康福祉総合計画において、在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携の強化が課題とされていることから、「在宅医療・介護連携推進事業」において、引き続き、介護・医療・福祉関係者の連携を強化する。	「在宅医療・介護連携推進事業」において、「入院時情報連携シート」を作成し、入院時における介護・医療・福祉関係者の連携を強化した。	A	充実
			高齢者支援課	平成30年度からは、医療ニーズの高い要介護者のさらなる在宅生活支援の観点から必要な見直しについて検討する。	平成30年度より事業のあり方を見直した。従来一律に被保険者1名1月につき1,500円の連携費を支給していたが、連携費単価を1,000円と2,000円の2種類とし、連携費にインセンティブを付することにより、深夜等時間帯に医療ニーズが必要となる要介護者等の受け入れ促進を図り、もって医療ニーズの高い単身高齢者等の在宅生活継続支援を図った。	A	充実

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 順調または目標達成

B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要

C: 検討が必要

D: 実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

			区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
			障害者福祉課		29年度と同様に参加し、介護保険、及び障害福祉の事業連携を図るとともに、職種の壁、男女の差のない協力体制を確立する。	・年3回の協議会に出席。障害分野からは、地域活動支援センター・ライフサポートMEWと共に委員として参加。在宅医療介護連携支援室で受ける精神、難病関係の課題について共有。 ・当課職員が、多職種連携・研修部会、入退院部会に参加。	B	充実
36	介護に関する相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。また、認知症相談や在宅介護支援センター・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに24時間365日の相談体制も強化していく。	継続	高齢者支援課	業務量の増大に伴い、サービス相談調整専門員を1名(嘱託職員)増員予定。	・サービス相談調整専門員として嘱託職員を1名増員し、相談体制等の強化を図った。	A	充実
37	在宅サービスの充実により介護家族の負担軽減	同居家族がいななかったり、勤務等をしている場合でも、可能な限り在宅生活が継続できるためのサービスを充実し、介護する家族の負担を軽減する。	充実	高齢者支援課	引き続き医師会の「もの忘れ相談医」による休日相談事業を実施していく。その他事業についても引き続き実施し、体系的な家族支援を充実していく。	もの忘れ相談医による休日相談会 平成30年9月24日 30件 平成31年3月10日 5件 認知症相談事業は月3回 72件の実績。医師会の「もの忘れ相談医」による休日相談会を「認知症を知る月間」に1回30件、3月1回5件の実績。認知症見守り支援事業は平成30年度新規人36、利用登録者計64人。	A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成

B:概ね順調だが、さらに工夫が必要

C:検討が必要

D:実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

施策	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	次期計画での区分	
							評価	
	38 介護家族向け施策の充実	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせた家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	充実	高齢者支援課	引き続き、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会もを行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。	家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター10カ所、合計16カ所で実施。また、実施主体の意見交換会もを行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開した。	B	継続
基本施策4 あらゆる分野への女性の参画の推進								
(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進								
	39 市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	充実	男女平等推進担当	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。	庁内推進会議(幹事会)にて、各種委員会への女性委員の参画状況について確認し、参画促進を依頼した。	B	継続
	40 市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職をめざしやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性リーダー育成研修や講演会の実施、女性の自主研究グループの活動支援等の取り組みを行う。	充実	人事課	・女性職員それぞれが思い描くキャリアプランを後押しすることを目的として、女性活躍に関する講演会を実施する。 引き続き、女性の登用の促進に関する研修等を職員に案内する。	・女性活躍に関する講演会を実施した。また、女性の登用の促進に関する研修等に参加した。 ・育児休業中の職員に昇任試験の案内を個別に行い、受験を促した。	B	充実
	41 女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職試験を推奨する。	継続	指導課	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては引き続き女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。	平成30年度の女性の校長・副校長の割合は、36名中15名で41.7%である。令和元年度の割合も、36名中15名で41.7%である。	B	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定		平成30年度事業実績		評価	次期計画での区分
(2)女性の再就職支援・起業支援									
42 就職・再就職に関する情報収集・提供や支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。またハローワーク・都しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	充実	生活経済課	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で託児付の再就職支援講座を11月、1月に実施する。また、東京しごとセンターと共に女性向け再就職サポートプログラム(5日間講座)を2月に実施する。	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で、託児付の再就職支援講座を行った。	B	継続		
			男女平等推進担当	引き続き、情報の収集・提供に努める。	ハローワークや都しごとセンターが実施する再就職講座などのチラシをセンターに配架した。 ハタラクカイギを子ども政策課・生活経済課と共に開催し、女性の再就職の啓発を行った(参加者53人)	B	継続		
43 地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行う。	継続	生活経済課	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。	市制度融資の広報、関係機関の情報について広報を行った。また、むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施した。	B	継続		
			市民活動推進課	「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円)合わせて、補助金交付法人の交流会を実施する。フェイスブック「武蔵野市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行う。	補助金申請件数13件、交付件数12件。 12月に補助金交付団体と市民との交流会を実施し各団体の活動情報を提供。	B	継続		

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

施策	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
				地域支援課	市民社協による「ボランティア・地域福祉活動助成事業」により団体へ助成を行う。また、市民による居場所づくり活動への支援に特化した「身近な地域の居場所づくり助成・支援事業」を実施し、活動費の助成及び活動支援を行う。	ボランティア・地域福祉活動助成事業において30団体への助成を行った。また、身近な地域の居場所づくり助成事業については、8団体に助成を行った。その他、居場所づくりの相談対応等を行った。	B	継続
(3)女性の地域活動への参画促進								
	44 地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	継続	地域支援課	「地域福祉ファシリテーター養成講座」を継続して実施し、地域福祉を狙う人材の発掘・育成を目指す。	地域福祉ファシリテーター養成講座を8名が受講し、5名が修了した。	B	継続
	45 地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。			子どもを持つ女性向けの防災講習会等、各種訓練やイベントでの啓発活動を通じて、避難所運営や地域防災への女性参画を促進していく。			

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標							【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要 C:検討が必要 D:実施せず		次期計画での区分 ・「継続」…現状維持 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど ・「終了」…次期計画には掲載しないもの	
基本施策							施策			
	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分		
基本施策5 男性の家庭・地域活動への参画推進										
(1)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進										
46	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	子ども政策課	引き続き父親の子育てや教育力の向上を図り、父親グループとの連携も図っていく。	平成30年12月2日に武蔵野総合体育館にて、「パパと一緒に！楽しく体を動かそう！」を実施した。	B	継続		
				児童青少年課	中学生・高校生リーダー講習会において、子どもの接し方の講義と保育体験を実施し、男子の参加を促す。	実際に保育体験ボランティアに参加した児童24名のうち、男子児童の参加は6名あった。	B	継続		
				健康課	・こうのとり学級土曜日クラス：定員を40組(初妊婦とパートナー)に増やし、年12コース実施する。 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付する。	・こうのとり学級土曜日クラス：定員を40組(初妊婦とパートナー)に増やし、年12コース実施した。パートナーの参加者389名 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付した。交付件数1,275件	A	継続		
47	介護家族向け施策の充実(事業38再掲)	男性家族介護者や認知症高齢者の家族など対象者に合わせ、家族介護者教室の開催や情報提供等の充実を図る。	充実	高齢者支援課	引き続き、各在宅介護支援センター・デイサービスセンターで家族介護者の交流の場や介護講座等の実施を継続していく。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開していく。	家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6カ所、デイサービスセンター10カ所、合計16カ所で実施。また、実施主体の意見交換会も行い、方針を共有しつつ各機関の特徴を生かした事業を展開した。	B	継続		

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分	
							施策	
48	男性の地域活動について「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを活用した情報提供と啓発活動	男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターを通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	男女平等推進担当	引き続き、まなこやセンターの講座等を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	講座「家族のカタチ これまでとこれから～共働きがつらうのは、なぜ?(全2回 参加者25人、託児10人)」を実施したほか、まなこ103号にて「地域活動を考える」をテーマにこれからの地域活動のあり方などを特集した。	A	継続
49	男性の地域参加へのきっかけづくり	男性の地域参加について、「お父さんお帰りなさいパーティ」や男性料理教室等のきっかけづくりとなる情報提供やその後のバックアップを行う。	継続	地域支援課	「お父さんお帰りなさいパーティ」および「お父さんお帰りなさいサロン」を継続して開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う。	6月10日に「お父さんお帰りなさいパーティ」を実施し、60名の一般・団体の参加があった。「お父さんお帰りなさいサロン」は6・8月を除く毎月開催し、平均して約15名の参加があった。	B	継続
				高齢者支援課	引き続き男性のための料理教室を実施し、参加者の地域参加を支援していく。	男性のための料理講習会を18回実施。延143人が参加した。	A	継続
				児童青年課	市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を呼び掛ける。	第47回むさしのジャンボリーにおいて、地区指導者として男性134名の参加(全体の52.7%)があった。	B	継続
				生涯学習スポーツ課	より活用しやすい媒体となるように構成等を見直しながら、引き続き大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。	大人のための生涯学習ガイドを2,200部発行し、市民施設などで配布するなど情報提供を行った。	B	継続
50	PTA活動への男性の参加促進	PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	継続	指導課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。	土曜日等の学校公開を実施するなどして、男性が学校に関わりやすい機会を設けた。	B	終了
				生涯学習スポーツ課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。	校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかけた。今年度の男性PTA会長は8名だった。	A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

主管課

平成30年度事業予定

平成30年度事業実績

評価

次期計画
での区分

【評価基準について】 <主管課の自己評価>

A:順調または目標達成

B:概ね順調だが、さらに工夫が必要

C:検討が必要

D:実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち (新規:7/継続:34/充実:1)

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市配偶者暴力対策基本計画】

(1)暴力の未然防止と早期発見(☆)

51 配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見

「こんにちは赤ちゃん訪問」や子ども家庭相談などを通じて配偶者等からの暴力の早期発見に努める。

継続

子ども家庭支援センター

相談事業の周知や関係機関との連携により、引き続き、配偶者等からの暴力の早期発見に努める。

市報の相談ごとの欄、ひとり親家庭サービスのしおり、すくすく、まなこなどに相談事業の案内を掲載し、関係機関との連携により、配偶者等からの暴力の早期発見に努めた。

A 充実

・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。
・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応する。・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施した。訪問件数1,376件
・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応した。

B 充実

52 若年世代への意識啓発

市民団体と連携し、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。

充実

男女平等推進担当

引き続き、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。

男女平等推進センター企画運営委員会の企画で、成蹊大学と共に、大学生を中心にデートDVに関する公開出前講座を実施した(参加者70人)。

B 継続

53 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施

市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。

継続

男女平等推進担当

「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)にパネル展示や関連講座等を実施する。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市民会館・武蔵野プレイス・市役所にてパネル展示を行うとともに、DV防止啓発講座等を実施した。また、中央図書館・武蔵野プレイス・吉祥寺図書館・男女平等推進センターにおいて関連図書展示を行った。

A 継続

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 「継続」…現状維持
 「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 「終了」…次期計画には掲載しないもの

施策	事業名					事業概要		区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分	
	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価							
	54 「まなこ」等で広報	男女共同参画情報誌「まなこ」及びヒューマン・ネットワークセンター便り「そよ風」で、DV防止啓発を継続して行う。	継続	男女平等推進担当	引き続き「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。	まなこで毎号市の女性総合相談、女性法律相談窓口を周知した。	B	継続						
(2)相談事業の充実(☆)														
	55 女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民活動推進課(男女平等推進センター)	平成30年度からは、女性法律相談を開始し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	女性総合相談の時間と回数を変更し、女性法律相談も開始した。 女性総合相談:毎月第1土曜13時～15時50分、第2金曜18時～20時50分、第4火曜9時～11時50分(145件)。 女性法律相談:毎月第1土曜9時～11時50分(32件)。	A	継続						
	56 配偶者暴力に関する相談体制の府内連携の確立	相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの相談システムを検討する。	継続	男女平等推進担当	引き続き、子ども家庭支援センターとの円滑な情報共有を図る。	定期的に、子ども家庭支援センターの担当職員や相談員を交え、相談状況や内容に関する情報共有を行った。	B	継続						
				子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、研修を実施して職員の知識習得を図った。	A	継続						
				市民活動推進課	引き続き相談者に対しては、法律相談や女性相談窓口を案内するとともに、緊急性を要する事案については、警察や子ども家庭支援センターと連携を図りながら対応していく。	法律相談や女性相談窓口を案内するとともに、緊急性を要する事案については、子ども家庭支援センターの連携を図った。同事案に関する相談はなかった。	A	終了						

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分

- 「継続」…現状維持
- 「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
- 「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
- 「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定		平成30年度事業実績		評価	次期計画での区分
57 配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	継続	子ども家庭支援センター	平成30年度についても、通訳の報償金を予算措置した。引き続き、相談・支援情報の多言語での提供について検討していく。		通訳の報償金を予算措置したが、通訳及び翻訳の対応事例は無かった。		B	継続
58 相談窓口体制の整備	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に合わせて、女性総合相談や子ども家庭課などの相談機能を見直すことにより、市民が相談しやすい相談窓口体制の整備を検討する。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整、密に連携し、支援を行う。	新規	市民活動推進課	引き続き、関係課と情報共有を行っていく。		関係課と情報共有を行い、必要に応じて女性総合相談や女性法律相談等の案内を図った。同事案に関する相談はなかった。		A	終了
			男女平等推進担当	平成30年度からは、女性総合相談の実施時間を変更し、女性法律相談も開始する。		女性総合相談の時間と回数を変更し、女性法律相談も開始した。 女性総合相談:毎月第1土曜13時~15時50分、第2金曜18時~20時50分、第4火曜9時~11時50分(145件)。 女性法律相談:毎月第1土曜9時~11時50分(32件)。		B	継続
			子ども家庭支援センター	・引き続き男女平等推進センターと緊密に連携を取っていく。 ・引き続き母子自立支援員・婦人相談員による相談・支援を行う。		・男女平等推進センターの女性総合相談の相談員と子ども家庭支援センターの婦人相談員が定期的に会議を行い、連携強化を図った。 ・母子・父子自立支援員、婦人相談員による相談・支援を行った。相談延件数4,406件		A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

		事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
	59	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を作成し、市内公共施設等のトイレに貼付・配布するなど、相談窓口等の周知について検討する。 幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	新規	男女平等推進担当 子ども家庭支援センター	公共施設や民間施設の女性トイレに、作成した相談カードの配架を行う。 引き続き、ホームページ等で相談窓口の周知を行う。	市役所、各市政センター、市内各図書館に女性相談カードを配架した。 ホームページ等で相談窓口の周知を行った。	A	継続
	60	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京都ウイメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	継続	男女平等推進担当	引き続き、男性方の家庭や夫婦関係に関する相談等について「まなこ」に相談先を掲載するほか、女性に対する暴力をなくす運動等でも情報提供を行う。	女性に対する暴力をなくす運動等で東京都ウイメンズプラザの案内を配架し情報提供を行った。	B	継続
	61	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題点を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取り組みを推進する。	継続	市民活動推進課/ 男女平等推進センター	より一層の充実を図りながら、庁内の情報共有に努め、窓口連携を推進していく。	年に1回、市ホームページ「よくある質問」の新規追加、削除、修正を各課に呼びかけ、情報共有を図った。平成30年度末現在、515件のよくある質問を公開している。 また、男女平等推進センターと子ども家庭支援センターの担当職員や相談員を交え、女性総合相談や女性法律相談の状況内容に関する情報共有を行った。	A	継続
(3)安全の確保									
	62	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて安全確保を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	東京都や警察等と連携し、6世帯11名の緊急一時保護を行った。	A	継続

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

主管課

平成30年度事業予定

平成30年度事業実績

評価

次期計画 での区分

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 順調または目標達成

B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要

C: 検討が必要

D: 実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

	63	被害者情報の保護		子ども家庭支援センター 継続	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急性を要する事例については個別に対応する。	加害者の追及の可能性がある事例について、早期に関係各所に情報を伝え、漏えいを未然に防いだ。	A	継続	
					引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修にて、説明を行う。	住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修において、DV情報の共有と保護の重要性について説明を行った。	A	継続	
(4) 自立支援									
	64	府内ネットワークによる被害者への円滑な支援	関係課における被害者の府内での手続きを円滑に支援するため、定期的に府内連絡会を開催し、情報共有を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催し、円滑な連携ができるよう、情報共有を行った。	A	継続
	65	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るために、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	継続	子ども家庭支援センター	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	電話相談、来所面接、同行支援等一貫した支援を行った。	A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標		基本施策		【評価基準について】			次期計画での区分		
施策		事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
66	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性総合相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。		新規	男女平等推進担当	引き続き女性総合相談を実施する。	女性総合相談のなかで、必要に応じて府内の相談先や支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	B	継続
					子ども家庭支援センター	引き続き、医療機関等への連携を必要に応じ図る。	・医療機関等と連携し、配偶者等からの暴力によるPTSDなどのケアを行った。	A	継続
					教育支援課	引き続き教育相談を実施	教育相談の中で必要に応じて支援機関を紹介している。	B	終了
67	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。		継続	男女平等推進担当	引き続き女性総合相談を実施する。	女性総合相談のなかで、必要に応じて府内の相談先や支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	B	継続
					子ども家庭支援センター	関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	配偶者暴力が行われている家庭に育つ子どもに対し、関係機関と連携し、心理的ケアを行った。	A	継続
					教育支援課	引き続き教育相談を実施	子ども家庭支援センター等と連携し、教育相談の中で、必要に応じてプレイセラピー等の心理的援助を行っている。	B	継続
(5)推進体制の整備									
68	配偶者暴力被害者支援のための府内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援府内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続きしていく。		継続	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援府内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。平成30年度はマニュアルの改訂を行う。	配偶者等暴力被害者支援府内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して連携強化を図るとともに、研修を実施して職員の知識習得を図った。	A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分

- ・「継続」…現状維持
- ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
- ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
- ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定		平成30年度事業実績		評価	次期計画での区分
69 東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。		東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会(1回)や相談員連絡会(12回)等において、関係機関との情報交換を行った。		A	継続
70 外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るために、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	新規	男女平等推進担当	引き続き、子ども家庭支援センターとの連携や情報共有に努める。		緊急性のある事案に関しては、外部関係機関と連携している子ども家庭支援センターにつなぐこととしたため、子ども家庭支援センターとの定期的な情報共有を行った。		B	見直し
71 相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女共同参画推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	継続	市民活動推進課	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣する。		多摩東人権擁護委員協議会第2部会の研修(年3回)に各回職員1名を派遣した。また、東京都が主催する犯罪被害者支援研修(5日間)に職員1名を派遣した。		A	継続
			男女平等推進担当	相談に関する理解を深めるため、引き続き東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。		都主催の男女平等の視点に立った研修に職員を1名派遣した。また、相談の委託先事業への研修の情報提供を行った。		B	継続
			子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。		配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の1月の合同会議において「DV支援の基礎知識」をテーマに研修を実施した。		A	継続
72 相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。		ウイメンズプラザ、東京弁護士会、都ひとり親家庭支援センターの主催する研修会、情報交換会や相談員連絡会に出席し、相談・支援スキルの研鑽に努めた。		A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

		事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
73		配偶者暴力相談支援センターの設置検討	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討する。	継続	男女平等推進担当	引き続き、センターの機能整備について検討を行う。	子ども家庭支援センターとセンターの機能整備について検討を行った。	C	継続
					子ども家庭支援センター		男女平等推進センターとセンターの機能整備について検討を行った。	C	継続

基本施策2 セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

(1)セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策									
74		セクシュアル・ハラスメントやストーカー防止のための啓発	さまざまな機会をとおして、事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント防止についての啓発活動を行う。	継続	子ども家庭支援センター	特になし	特になし	C	終了
					男女平等推進担当	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関連図書展示を行ったり、センターでセクハラに関する新聞記事を掲示するなど、啓発活動を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、セクシュアル・ハラスメントに関する図書の展示を行った。	B	継続
75		ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	新規	子ども家庭支援センター	・引き続き、市で行う犯罪被害者の支援の取組みについて周知を強化する。 ・引き続き、職務関係者は研修に参加し、専門知識の習得を図った。	・市に寄せられたストーカー相談は延べ16件。 ・職務関係者は研修に参加し、専門知識の習得を図った。	A	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標						【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要 C:検討が必要 D:実施せず		次期計画での区分 ・「継続」…現状維持 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど ・「終了」…次期計画には掲載しないもの																								
基本施策			施策			事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分																			
基本施策3 特別な配慮を必要とする人への支援																																
(1)ひとり親家庭等への支援(☆)																																
76	ひとり親家庭自立支援計画(仮称)の策定	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、施策の体系化を図る。	新規	子ども家庭支援センター	第四次子どもプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。平成30年度実施するひとり親家庭アンケート調査の結果を第五次子どもプラン武蔵野におけるひとり親家庭自立支援計画策定の参考とする。	第四次子どもプラン武蔵野に則り、自立促進計画を推進した。	A	継続																								
77	ひとり親家庭への生活支援	各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	・対象者に、児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等を行った。	A	継続																								
78	ひとり親家庭への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター	引き続き、ハローワーク等と連携しながら就労支援の強化に取り組んでいく。	・母子・父子自立支援プログラム策定を14名が実施し、うち11名の就労に結びついた。 ・ホームヘルプの利用実績は28世帯、1,032回	A	継続																								

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
79 ひとり親家庭の子どもへの教育支援	就学援助費、教育資金の貸付、子ども体験活動事業等により、子どもへの教育支援を行う。	継続	子ども家庭支援センター 教育支援課	引き続き、必要に応じ情報提供を行い、関係機関と連携し、申請手続きの支援を行う。平成30年度より訪問型学習・生活支援事業を実施する。 引き続き支給事業を実施	・都の母子・父子福祉資金貸付は修学資金36名・就学支度金3名・生活資金1名・転宅資金1名、女性福祉資金貸付は修学資金2名 ・10世帯に対し、ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業を実施した。 ・就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行った。 ・高等学校等修学支援事業において、高校生のいる世帯に対して入学にかかる費用や授業料以外の教育にかかる経費の負担を軽減するため、入学準備金、修学給付金の支給を行った。	A	継続
80 自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	継続	男女平等 推進担当	引き続き、子ども家庭支援センターと共にひとり親家庭向けの相談や講座等を実施する。	子ども家庭支援センターとの共催で、シングルマザー座談会を2回行った(参加者延べ9人、託児延べ6人)。	B	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分

- ・「継続」…現状維持
- ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
- ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
- ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定		平成30年度事業実績		評価	次期計画での区分
(2)高齢者・障害者の方への支援									
81	孤立防止への取り組み		高齢者支援課	生活困窮者自立支援に関する会議を兼ねる形で「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催予定。引き続き、各協力機関・事業者の業務の中での異変の早期発見等体制を強化していく。	年2回開催。 第1回 平成30年7月4日(水) 第2回 平成31年2月1日(金) 関係機関団体及び府内関係各課 計40団体の参加	A	継続		
			障害者福祉課	29年度と同様、会議に参加し関係機関との情報交換、連携により孤立防止に努める。	会議に出席し、関係機関の安否確認対応事例等具体的な方策について確認した。	B	継続		
82	虐待防止の対策の推進		高齢者支援課	引き続き「高齢者および障害者虐待防止連絡会議」を年2回程度開催予定。高齢者施設及び障害者施設を対象とした虐待防止研修を実施予定。	「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を年2回開催した。 第1回 平成30年7月18日(水) 第2回 平成31年1月30日(水) 緊急避難用のショートステイを特別養護老人ホームに2床確保した。	A	継続		
			障害者福祉課	29年度と同様、連絡会と地域協議会を2部構成で開催。障害者差別に関する情報を、高齢分野と共に理解を広げる。	・7月18日、1月30日に2部構成で開催した。1部は連絡会、2部は障害者差別解消支援地域協議会とした。不当な差別的扱いの禁止、合理的配慮を理解することは、虐待の未然の防止策となり得る。 ・サービス提供事業者向け虐待防止研修に参加した。	B	継続		

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画 での区分
83 消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護支援センター・地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	継続	生活経済課	消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを行う。 むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載及び市ホームページにて情報提供を行う。	消費生活相談を1,330件を受けた。出前講座は8回の依頼を受け、述べ268人に啓発講座を行った。リーフレットは9月15日号市報と同時に全戸配布を行い、悪質商法被害防止街頭キャンペーンは3月22日に、警察、商店会連合会、防犯協会等関係団体60名の協力を得て吉祥寺駅周辺で実施した。その他、むさしのFMでの「かしこい消費者」の放送、市報のコラム「消費生活センター相談の窓口から」の掲載で、消費者被害防止の啓発を行った。	B	継続
			高齢者支援課	・「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催し、消費者被害防止等についても情報交換を行う。 ・偶数月に「武藏野安心・安全ニュース」を発行し、民生委員・地域社協等の地域団体や関係機関等と見守り支援体制の強化を図る。	「武藏野市孤立防止ネットワーク連絡会議」を年2回開催した。 偶数月に「武藏野安心・安全ニュース」を発行し、関係機関団体への周知を行った。	A	継続
			障害者福祉課	引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。	広報誌「つながり」で消費者センターからのアドバイス、消費者被害未然防止のための出前講座について掲載した。	B	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

主管課

平成30年度事業予定

平成30年度事業実績

評価

次期計画 での区分

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成

B:概ね順調だが、さらに工夫が必要

C:検討が必要

D:実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

(3)性同一性障害のある人などへの支援								
85	ヒューマン・ネットワークセンターにおける講座	性同一性障害などセクシュアル・マイノリティに関する講座を開催し理解促進を図る。	新規	男女平等推進担当	引き続き、セクシュアル・マイノリティに関する講座を開催し理解促進を図る。	LGBTをテーマとした映画の上映会とトークカフェを実施し、セクシュアル・マイノリティに関する理解促進を図った(参加者37人、託児1人)。 性的指向・性自認に関する「むさしのにじいろ電話相談」を実施(相談件数5件)。	B	継続
86	学校教育における個別的支援	性同一性障害などについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、いじめにつながらないよう、教育相談と連携し、配慮する。	継続	指導課	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図った。	B	継続	

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標		【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要 C:検討が必要 D:実施せず		次期計画での区分 ・「継続」…現状維持 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど ・「終了」…次期計画には掲載しないもの				
基本施策		施策						
	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進								
(1)各種健康診断の充実								
87	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	健康課	乳がん検診は、更なる受診率向上を目指し、受診勧奨の対象者の幅を広げる予定。 子宮がん検診については、30年度も引き続き前年度未受診者に対し受診票を4月末に一斉送付、8月～9月頃に受診勧奨通知の送付を予定している。	乳がん検診6月～2月に検診を実施した。受診勧奨通知を、対象者の幅を広げて実施し、受診者数が平成29年度と比較して増加した。受診者数3,149件。 子宮がん検診については、5月～10月に検診を実施した。不定期受診者に加え、途中転入者に勧奨ハガキを送付した。受診者数6,829件。	B	継続
88	子宮頸がん予防ワクチン接種	平成25年4月から定期接種として実施した。対象者への接種効果と副反応について情報提供を行う。	継続	健康課	積極的勧奨を差し控えているため、接種を検討している方や希望する方に対し、接種の効果と副反応についての情報提供を行う。	勧奨は差し控えているが、窓口や市ホームページで、接種を検討している方、希望する方に対して、効果と副反応について情報提供した。	A	終了

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

主管課

平成30年度事業予定

平成30年度事業実績

評価

次期計画 での区分

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A:順調または目標達成

B:概ね順調だが、さらに工夫が必要

C:検討が必要

D:実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画 での区分	
89 母体ケアに関する事業の実施	妊娠中の健康管理や安全な出産を迎るために、「妊婦健診検査」「こうのとり学級」等を実施、出産後は「こんにちは赤ちゃん訪問」により、母体ケアについての情報提供や産後うつの早期発見に努め、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携し継続的な支援を行う。また、母体への理解を深め、子育て参加促進を図るため、父親ハンドブックを配布する。	継続	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時、保健師等専門職が妊婦と面談する。妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成する。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布する。 ・こうのとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員24人、年12コース②土曜日クラス:定員40組、年12コース ・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、産婦にEPDSを実施する。 ・特定妊婦や支援の必要な母子へは、必要時、子ども家庭支援センターと連携し支援する。 ・不安の強い産後早期に電話で状況を伺い、支援の必要な方に早期の訪問等につなげた。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時、保健師等専門職が妊婦と面談した。妊婦健診受診票を配布し、妊婦健診の費用を助成した。 ・父親の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブック等を全員に配布した。 ・こうのとり学級①平日クラス:2回1コース、各回定員24人、年12コース ②土曜日クラス:定員40組、年12コース ・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施し、産婦にEPDSを実施した。 ・特定妊婦や支援の必要な母子へは、必要時、子ども家庭支援センターと連携し支援した。 ・不安の強い産後早期に電話で状況を伺い、支援の必要な方に早期の訪問等につなげた。 ・3-4か月児健診時に、産婦の体調等聞き取った。 	B 充実		
90 健康をおびやかすさまざまな問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	健康課	平成29年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。	薬物乱用防止については、平成30年度は計3回(6月:吉祥寺駅街頭、10月:薬剤師会主催「くすりと健康展」、11月:むさしの青空市)の活動の中で市民向けに啓発グッズを配布した。また、市内の中学生から啓発のためのポスターと標語を募集し、ポスターの優秀作品を市役所本庁舎に展示した。エイズや感染症については、ポスターやリーフレットを三師会等の関係機関に配布し情報提供を行った。	A 継続		

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標		【評価基準について】 <主管課の自己評価> A:順調または目標達成 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要 C:検討が必要 D:実施せず				次期計画での区分 ・「継続」…現状維持 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど ・「終了」…次期計画には掲載しないもの		
基本施策		施策						
	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
	91 骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	健康課	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に4月と9月に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施する。 各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に4月と9月に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施した。 各期につき4回実施。 利用者の合計386名	B	継続
(2)リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発								
	92 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	ヒューマン・ネットワークセンター等で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの情報提供や啓発を行う。	継続	男女平等推進担当	引き続き、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの情報提供や啓発を行う。	講座「どうなってるの？思春期男子のココロとカラダ」を実施し啓発を行った(参加者51人、託児1人)。	B	継続
基本目標IV 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち (新規:1/継続:9/充実:2)								
基本施策1 計画推進体制の拡充								
(1)市民参加による男女共同参画の推進								
	93 むさしの男女共同参画市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女共同参画市民協議会をはじめ男女共同参画登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女共同参画への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	充実	男女平等推進担当	センター企画運営委員会との協働を進めるとともに、引き続き、男女平等推進登録団体に対し、補助事業や交流会等の支援を行う。	男女平等推進登録団体へ、活動補助金を交付し、活動支援を行った(計6団体)。また、登録団体を中心団体交流会を実施した(参加者9人)。	B	継続

2 武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A: 順調または目標達成
 B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C: 検討が必要
 D: 実施せず

次期計画での区分

- 「継続」…現状維持
- 「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
- 「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
- 「終了」…次期計画には掲載しないもの

	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
94	男女共同参画推進委員会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女共同参画推進委員会を設置運営する。なお、計画改定や計画進行管理など目的に応じた委員会の設置を行う。	継続	男女平等推進担当	引き続き、男女平等推進審議会を設置し計画の進捗状況の評価を行うほか、第四次計画策定に向け提言書を作成する。	武藏野市男女平等の推進に関する条例に基づき、男女平等推進審議会を設置し、男女共同参画計画の実施状況の評価等を行った。	B	継続
(2) 庁内推進体制の整備								
95	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女共同参画推進委員会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	男女平等推進担当	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第三次男女共同参画計画の進行管理等を行う。	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第三次計画の進行管理を行ったほか、行政書式における性別記載欄の実態調査結果について協議した。	B	継続
96	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女共同参画推進委員会で報告する。	継続	男女平等推進担当	第三次男女共同参画計画の平成29年度事業実績及び30年度事業予定を取りまとめ、庁内会議及び推進審議会の資料とする。	第三次男女共同参画計画の進捗状況調査を実施し、男女平等推進審議会及び庁内推進会議に報告するとともに、市HP等で公表した。	B	継続
97	人材育成の推進	市職員が男女共同参画に関する理解を深め、それぞれの業務について男女共同参画の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	人事課	昨年度に引き続き男女共同参画担当と共に全庁向けの研修を実施する。	女性職員それぞれが思い描くキャリアプランを後押しすることを目的として、女性活躍に関する講演会を実施した。また、ハラスメント防止研修を管理職向けに実施した。	A	継続
				男女平等推進担当	引き続き、職員研修会を実施する。	男女平等職員研修「女性職員の活躍推進に関する講演会」を開催した(人事課実施)。	B	継続

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

【評価基準について】
 <主管課の自己評価>
 A:順調または目標達成
 B:概ね順調だが、さらに工夫が必要
 C:検討が必要
 D:実施せず

次期計画での区分
 ・「継続」…現状維持
 ・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど
 ・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
 ・「終了」…次期計画には掲載しないもの

	事業名	事業概要	区分	主管課	平成30年度事業予定	平成30年度事業実績	評価	次期計画での区分
(3)ヒューマン・ネットワークセンターの拡充(☆)								
98	ヒューマン・ネットワークセンターの機能拡充と円滑な移転	ヒューマン・ネットワークセンターの移転に伴い、配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女共同参画の推進拠点として機能拡充を図る。また、専門性を計画策定や市施策に反映できるよう、組織の在り方等について検討する。	継続	男女平等推進担当	引き続き、センターの機能整備を行うほか、女性法律相談を開始することにより、相談機能の充実を図る。	引き続き、女性総合相談事業を実施するとともに、平成30年4月から女性法律相談を開始した。また、関係団体や市民等から公募し、武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会を設置した。	A	見直し
99	各種講座等の実施	男女共同参画推進に関する課題解決に向けた各種講座を市民団体や関係機関との連携を図り実施する。	継続	男女平等推進担当	各種講座等を、企画運営委員会や関係機関との連携を図り実施する。	男女平等推進センター及び男女平等推進センター企画運営委員会が、子ども家庭支援センターとの連携も図りつつ、多彩なテーマの講座(原則託児付)を開催し、男女平等意識の啓発を行った(21企画、24講座、参加者延764人、託児141人)。	B	継続
100	講座修了者のフォローアップ支援	ヒューマン・ネットワークセンター講座修了者に団体活動の情報提供を行うなど、市民団体の活性化を図る。	新規	男女平等推進担当	講座修了者の意向に配慮して、関連情報や講座案内等を行う。	講座修了者への関連情報の提供により、6名のまなこサポーターへの参画につながった。	B	継続
101	ヒューマン・ネットワークセンター登録団体の見直し	ヒューマン・ネットワークセンター移転に伴い、男女共同参画センターとしての利用登録団体のあり方について検討・見直しを行う。	継続	男女平等推進担当	—	—		終了

2 武蔵野市第三次男女共同参画計画推進状況報告書(事業実績)

基本目標

基本施策

施策

事業名

事業概要

区分

主管課

D: 実施せず

【評価基準について】

<主管課の自己評価>

A: 順調または目標達成

B: 概ね順調だが、さらに工夫が必要

C: 検討が必要

D: 実施せず

次期計画での区分

・「継続」…現状維持

・「充実」…規模の拡大や質の改善を図るなど

・「見直し」…規模の縮小、今後実施の見込みがないなど

・「終了」…次期計画には掲載しないもの

→ 次期計画
での区分

(4) 男女共同参画情報誌等の発行

102 「まなこ」「そよ風」の発行(事業5再掲)

男女共同参画の推進を図るために、男女共同参画情報誌「まなこ」やヒューマン・ネットワークセンターだより「そよ風」を行。市民が編集する「まなこ」は、ヒューマン・ネットワークセンターの専門性を活用できるよう検討する。

充実

男女平等
推進担当

引き続き、第三次計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。

「まなこ」は、地域活動、家事労働ハラスメント、スマホに潜む性的搾取を特集した。また第四次男女平等推進計画(案)の答申についても掲載し、計画の進捗状況について情報提供した。市民会館文化祭において、パネル展示を実施し、まなこの紹介をした。また、特集テーマに関する図書展示を行った。センターの活動内容を「活動レポートとして報告した。

A 継続

基本施策2 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討

(1) 男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討(☆)

103 庁内検討会の設置

庁内検討会を設置し、事例研究や課題の整理を行い、市民・有識者による検討会設置に向け準備する。

継続

男女平等
推進担当

—

—

終了

104 市民・有識者を含む検討会の設置

市民への意識の浸透を図り、施策推進の基本指針とするため、条例制定についての市民・有識者による検討会を設置する。

継続

男女平等
推進担当

—

—

終了

武藏野市第三次男女共同参画計画 数値目標推進状況

基本目標	指標	計画策定時の値	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		H24	H30末	H30		
基本目標I 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	9団体	13団体	15団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等推進センター
基本目標II 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	41.1% *1	57.1%	50%	市民意識調査	男女平等推進センター
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	45.9%	48.5% *2	50%	武藏野市における委員会等への女性の参画状況調査	男女平等推進センター
	市役所内における女性管理職の割合(%)	6.8%	11.5%	20% *3	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	11.8%	54.5%	15% *4	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	88.2%	100%	100% *4	特定事業主行動計画	人事課
	産前・産後支援ヘルパー事業(回)	1,430回	2,350	—	子どもプラン武蔵野	子ども家庭支援センター
	病児・病後児保育(人・箇所数)	8人 2か所	805人(延人数) 2カ所	5,335人(延人日) 3か所 *4	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	幼稚園等預かり保育事業(人・箇所数)	30人 5か所	58,136(延人数) 13か所	65,297人(延人数) 13か所 *4	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(その他)(箇所数)	5か所	7,039人(延人数) 7か所	30,935人(延人数) 8か所 *4	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
基本目標III 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	保育提供事業	1,391人 15か所	2,238人 25か所	2号(3歳以上) 1,474人 3号(3歳未満) 1,698人 *4	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	配偶者暴力防止法を知っている人の割合(%)	76.1% *5	35.0%	80%	市民意識調査	男女平等推進センター
	女性総合相談を知っている人の割合(%)	12.9%	16.7%	40%	市民意識調査	男女平等推進センター
	大学・高校におけるデートDV防止出前講座(校数)	1校	6校	6校	男女共同参画実施状況調査	男女平等推進センター
	乳がん検診受診率(%)	15.3%	19.2%	50% *6	健康推進計画	健康課
基本目標IV 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち	子宮がん検診受診率(%)	31.9%	37.9%	50% *6	健康推進計画	健康課
	ヒューマン・ネットワークセンターを知っている人の割合(%)	20.6%	16.3% *7	40%	市民意識調査	男女平等推進センター
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	20.8%	26.0%	40%	市民意識調査	男女平等推進センター

*1 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年)

*5 内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成24年)

*2 平成30年4月1日時点

*6 目標年次は平成29年度

*3 目標年次は令和2年度

*4 目標年次は令和元年度

*7 「男女平等推進センター」を知っている人の割合

3 武蔵野市における委員会・審議会等への女性の参画状況

平成31年4月1日現在

1. 議会

No.	名称	平成31年4月1日			平成30年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	市議会	25	11	44.0%	26	11	42.3%	憲法

2. 行政委員会・委員 地方自治法第180条の5に定めるもの

No.	名称	平成31年4月1日			平成30年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	教育委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	地方教育行政の組織の運営に関する法律
2	監査委員	2	1	50.0%	2	1	50.0%	地方自治法
3	選挙管理委員会	4	2	50.0%	4	2	50.0%	地方自治法
4	農業委員会	14	3	21.4%	14	3	21.4%	農業委員会等に関する法律
5	固定資産評価審査委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%	地方税法
委員数 小計		31	9	29.0%	31	9	29.0%	

3. 付属機関 法律又は条例で設置しているもの(地方自治法第138条の4、第202条の3)

No.	名称	平成31年4月1日			平成30年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	公務災害補償等審査会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例
2	個人情報保護審議会	8	3	37.5%	8	3	37.5%	武蔵野市個人情報保護条例
3	情報公開委員会	7	3	42.9%	7	3	42.9%	武蔵野市情報公開条例
4	情報公開・個人情報保護審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市情報公開条例
5	行政不服審査会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市行政不服審査に関する条例
6	男女平等推進審議会	11	7	63.6%	10	7	70.0%	武蔵野市男女平等の推進に関する条例
7	男女平等に関する苦情処理委員会	3	2	66.7%	3	2	66.7%	武蔵野市男女平等の推進に関する条例
8	国民健康保険運営協議会	17	6	35.3%	17	6	35.3%	国民健康保険法
9	環境浄化審議会	6	3	50.0%	6	3	50.0%	武蔵野市環境浄化に関する条例
10	生活安全会議	5	2	40.0%	5	3	60.0%	武蔵野市生活安全条例
11	生活安全対策推進協議会	27	5	18.5%	27	5	18.5%	武蔵野市生活安全条例
12	国民保護協議会	28	4	14.3%	28	4	14.3%	武蔵野市国民保護協議会条例
13	国民保護協議会幹事会	0	0	0.0%	18	1	5.6%	武蔵野市国民保護協議会条例

No.	名称	平成31年4月1日			平成30年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
14	防災会議	28	4	14.3%	28	7	25.0%	災害対策基本法・武蔵野市防災会議条例
15	消防団員賞じゅつ金審査委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	武蔵野市消防団員賞じゅつ金支給条例
16	環境市民会議	15	4	26.7%	15	4	26.7%	武蔵野市環境基本条例
17	廃棄物に関する市民会議	14	5	35.7%	14	5	35.7%	武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
18	民生委員推薦会	14	8	57.1%	14	10	71.4%	民生委員法
19	介護認定審査会	74	22	29.7%	74	20	27.0%	介護保険法
20	障害者福祉センター運営協議会	13	6	46.2%	13	8	61.5%	武蔵野市障害者福祉センター条例
21	障害支援区分認定審査会	16	7	43.8%	16	8	50.0%	武蔵野市障害支援区分認定審査会条例
22	保健センター運営委員会	12	3	25.0%	12	4	33.3%	武蔵野市立保健センター条例
23	子どもプラン推進地域協議会	19	6	31.6%	19	6	31.6%	次世代育成支援対策推進法および子ども・子育て支援法
24	子育て支援ネットワーク会議	41	15	36.6%	38	14	36.8%	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例
25	青少年問題協議会	31	13	41.9%	30	13	43.3%	武蔵野市青少年問題協議会条例
26	まちづくり委員会(景観専門委員含む)	10	4	40.0%	10	4	40.0%	武蔵野市まちづくり条例
27	都市計画審議会	15	4	26.7%	15	5	33.3%	都市計画法
28	建築審査会	6	0	0.0%	6	0	0.0%	建築基準法
29	交通安全対策会議	9	1	11.1%	9	2	22.2%	交通安全対策基本法
30	自転車等駐車対策協議会	15	2	13.3%	15	2	13.3%	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例
31	建築紛争調停委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争と調整に関する条例
32	財産価格審議会	9	2	22.2%	9	2	22.2%	武蔵野市財産価格審議会条例
33	奨学金審議会				9	3	33.3%	武蔵野市奨学金支給条例
34	文化財保護委員	10	2	20.0%	10	2	20.0%	武蔵野市文化財保護条例
35	スポーツ推進委員	26	13	50.0%	25	13	52.0%	スポーツ基本法
36	社会教育委員の会議	11	6	54.5%	10	6	60.0%	武蔵野市社会教育委員に関する条例
37	市民会館運営委員会	9	3	33.3%	9	4	44.4%	武蔵野市市民会館条例、同施行規則
38	歴史公文書等管理委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例、武蔵野市歴史公文書等管理委員会規則
委員数 小計		534	170	31.8%	554	184	33.2%	

4. その他の審議会等 要綱などにより設置されている長の私的諮問機関等

No.	名称	平成31年4月1日			平成30年4月1日			根拠法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
1	財政援助出資団体経営懇談会	14	1	7.1%	16	1	6.3%	武蔵野市財政援助出資団体経営懇談会設置要綱
2	自治基本条例(仮称)に関する懇談会				9	2	22.2%	武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会設置要綱

No.	名称	平成31年4月1日			平成30年4月1日			根 拠 法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
3	第六期長期計画策定委員会	11	4	36.4%			#DIV/0!	武蔵野市第六期長期計画策定委員会設置要綱
4	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会	100	14	14.0%	98	16	16.3%	要綱なし(会則のみ)
5	武蔵野桜まつり実行委員会	21	3	14.3%	21	5	23.8%	武蔵野桜まつり実行委員会設置要綱
6	公益通報委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	武蔵野市職員等の公益通報に関する要綱
7	コミュニティセンター事業費等検討委員会	8	3	37.5%	8	3	37.5%	武蔵野市コミュニティセンター事業費等検討委員会要綱
8	特定非営利活動法人補助金交付審査会	3	2	66.7%	3	1	33.3%	武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱
9	美術資料収集選定委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	武蔵野市美術資料収集選定委員会設置要綱
10	非核都市宣言平和事業実行委員会	11	4	36.4%	13	5	38.5%	武蔵野市非核都市宣言平和事業実行委員会設置要綱
11	武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会	9	8	88.9%	10	9	90.0%	武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会設置要綱
12	生活安全会議幹事会	18	2	11.1%	18	2	11.1%	武蔵野市生活安全条例施行規則
13	市民安全パトロール隊委員会	14	0	0.0%	15	0	0.0%	武蔵野市市民安全パトロール隊委員会設置要綱
14	武蔵野市エコプラザ(仮称)検討市民会議				15	5	33.3%	武蔵野市エコプラザ(仮称)検討市民会議設置要綱
15	緑の基本計画検討委員会				10	3	30.0%	武蔵野市緑の基本計画検討委員会設置要綱
16	ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会	5	1	20.0%	5	1	20.0%	武蔵野市ごみ減量資源化推進事業者認定表彰委員会設置要綱
17	武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会	18	8	44.4%	18	8	44.4%	武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会設置要綱
18	武蔵野クリーンセンター運営協議会	10	5	50.0%	11	5	45.5%	武蔵野クリーンセンター運営協議会操業に係る細目
20	第四期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会				20	7	35.0%	第四期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会 設置要綱
21	健康福祉総合計画推進会議	12	3	25.0%	12	4	33.3%	武蔵野市健康福祉総合計画推進会議設置要綱
22	社会を明るくする運動実行委員会(実務担当者)	29	9	31.0%	26	13	50.0%	社会を明るくする運動武蔵野市設置要綱
23	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会	18	8	44.4%	17	8	47.1%	武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱
24	武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会	8	6	75.0%	8	4	50.0%	武蔵野市シニア支え合いポイント制度推進協議会設置要綱
25	地域包括ケア推進協議会	19	9	47.4%	19	10	52.6%	武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱
26	テンミリオンハウス事業採択評価委員会	9	3	33.3%	9	2	22.2%	武蔵野市テンミリオンハウス事業採択評価委員会設置要綱
27	障害者就労支援センター運営協議会	7	2	28.6%	7	2	28.6%	武蔵野市障害者就労支援センター運営協議会設置要綱
28	武蔵野市地域自立支援協議会	15	9	60.0%	14	6	42.9%	武蔵野市地域自立支援協議会設置要綱
29	献血推進協議会	22	7	31.8%	22	8	36.4%	武蔵野市献血推進協議会設置要綱
30	市民用病床運営協議会	9	1	11.1%	9	0	0.0%	武蔵野市市民用病床運営協議会設置要綱
31	予防接種対策委員会	7	2	28.6%	7	1	14.3%	武蔵野市予防接種対策委員会規則
32	武蔵野市健康推進計画・食育推進計画策定委員会				11	6	54.5%	武蔵野市第3期健康福祉総合計画・地域福祉計画策定委員会等設置要綱
33	武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業評価委員会				4	1	25.0%	武蔵野市まちぐるみ子育て応援事業評価委員会設置要綱
34	すくすく泉事業採択・評価委員会	6	4	66.7%	6	4	66.7%	武蔵野市すくすく泉事業実施要綱

No.	名称	平成31年4月1日			平成30年4月1日			根 拠 法
		総委員数	女性委員数	割合(%)	総委員数	女性委員数	割合(%)	
35	武蔵野市就学前施設におけるリスクマネジメント委員会	6	3	50.0%	7	4	57.1%	武蔵野市就学前施設におけるリスクマネジメント実施要綱
36	青少年善行表彰選考委員会	11	5	45.5%	11	6	54.5%	武蔵野市青少年善行表彰及び奨励事業実施要綱
37	地域子ども館事業推進会議	293	253	86.3%	299	263	88.0%	武蔵野市地域子ども館事業推進会議運営要綱
38	子どもを守る武蔵野連絡会	18	6	33.3%	18	7	38.9%	武蔵野市子どもを守る武蔵野連絡会設置要綱
39	武蔵野市バリアフリーネットワーク会議	20	3	15.0%	20	3	15.0%	武蔵野市バリアフリーネットワーク会議設置要綱
40	吉祥寺グランドデザイン改定委員会	18	3	16.7%				吉祥寺グランドデザイン改定委員会設置要綱
41	第三期学校教育計画(仮称)策定委員会	13	4	30.8%				第三期学校教育計画(仮称)策定委員会設置要綱
42	武蔵野市開かれた学校づくり協議会	140	77	55.0%	142	71	50.0%	武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱
43	学校給食運営委員会	100	72	72.0%	99	68	68.7%	武蔵野市学校給食運営委員会規則
44	特別支援教育就学支援委員会	35	26	74.3%	32	22	68.8%	武蔵野市特別支援教育就学支援委員会設置要綱
45	通級判定委員会	26	16	61.5%	18	11	61.1%	武蔵野市通級判定委員会設置要綱
46	学校保健委員会(幹事会)	14	8	57.1%	14	8	57.1%	武蔵野市学校保健委員会設置要綱
47	学校施設開放運営委員会	90	76	84.4%	90	78	86.7%	武蔵野市学校施設の開放に関する条例施行規則
48	図書館運営委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%	武蔵野市図書館運営委員会設置要綱
49	図書館基本計画策定委員会	10	4	40.0%	10	4	40.0%	武蔵野市図書館基本計画策定委員会設置要綱
委員数 小計		1,212	679	56.0%	1,236	692	56.0%	

4 都区市町村の議会・委員会等の女性比率

基準日：4月1日

(単位：%)

	都区市町村	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
議会	武蔵野市	26.7	26.7	23.1	23.1	23.1	25.0	25.0	34.6	34.6	34.8	34.8	38.5	38.5	42.3
	東京都	17.1	17.3	17.5	17.6	17.6	18.9	19.0	20.2	20.0	20.0	19.4	19.7	28.6	***
	区	21.8	21.9	24.1	24.7	25.0	24.8	24.6	26.1	25.7	26.0	26.3	27.0	27.0	27.2
	市	23.4	23.0	23.7	23.6	23.7	24.7	25.3	25.8	26.4	26.4	27.7	28.4	28.6	29.4
	町村	10.2	11.6	10.3	9.6	9.6	9.6	9.9	10.2	9.6	9.8	9.1	9.0	9.9	10.2
行政委員会	武蔵野市	20.0	14.3	14.3	17.1	17.1	20.0	22.9	22.9	25.7	31.4	34.4	25.0	25.0	29.0
	東京都	7.7	6.6	7.7	***	13.0	12.1	10.9	***	10.9	10.9	10.9	13.0	13.0	***
	区	12.4	12.5	11.4	13.0	13.3	14.1	14.1	16.1	17.0	16.7	16.6	16.6	18.1	18.3
	市	10.0	11.3	10.5	11.4	11.9	12.0	12.1	11.6	12.0	12.4	12.5	12.4	13.1	14.8
	町村	14.2	16.0	16.2	16.0	17.3	14.8	16.0	16.9	16.8	14.3	15.4	15.2	17.0	17.0
付属機関	武蔵野市	45.0	43.9	36.7	35.1	34.5	33.7	34.3	33.0	30.7	32.1	31.1	29.9	34.0	33.2
	東京都	23.0	23.4	***	***	23.1	23.1	24.9	24.9	24.9	24.6	29.7	30.0	30.0	***
	区	23.8	24.5	24.1	25.5	25.0	25.0	25.0	25.5	25.8	27.1	26.8	26.8	28.1	28.4
	市	31.3	30.0	28.4	28.0	29.0	28.9	28.5	27.6	28.7	29.2	29.6	28.9	28.8	29.0
	町村	19.9	21.9	17.4	18.7	19.0	19.1	19.4	19.0	19.9	20.3	20.7	19.9	19.2	19.2
その他の審議会	武蔵野市	64.3	66.1	64.5	64.8	65.8	65.9	65.5	55.4	60.1	59.6	60.9	60.7	60.0	56.0
	東京都	21.6	20.7	***	***	17.7	16.9	17.6	17.6	17.6	22.6	26.8	27.9	27.9	***
	区	33.4	34.2	34.5	34.7	35.0	35.0	34.2	34.1	33.6	33.8	34.1	34.1	34.7	34.7
	市	42.8	43.8	43.5	42.0	42.0	41.7	43.7	37.8	37.6	30.3	30.3	30.3	30.3	38.8
	町村	40.7	39.2	36.6	35.0	33.4	33.2	30.7	32.3	31.7	29.0	32.0	31.5	32.0	31.8
職員	武蔵野市	41.9	42.3	43.5	44.1	44.6	45.3	46.0	46.2	46.7	47.0	47.6	48.6	49.3	49.6
	東京都	32.5	36.3	36.8	37.3	37.8	38.9	39.2	39.1	39.1	39.3	39.4	39.5	39.5	***
	区	54.0	52.5	52.5	52.7	52.8	53.1	53.0	53.3	53.2	52.9	52.8	52.9	53.0	53.0
	市	39.0	39.3	39.7	39.3	41.3	41.7	42.2	42.9	43.5	43.6	43.9	44.2	44.3	44.6
	町村	33.7	32.9	32.9	32.7	32.2	33.4	34.2	33.2	34.0	33.9	33.6	33.9	34.9	34.7

参考資料：区市町村男女平等施策推進状況調査(東京都生活文化局)

5 武藏野市の職員の女性比率

基準日	職員数				部課長			課長補佐			係長			主任			主事			採用					
	年	月	日	男	女	計	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率	男	女	比率
31.4.1	465	472	937	50.37%	90	13	12.62%	44	37	45.67%	106	58	35.36%	134	204	60.36%	91	160	63.75%	12	18	60.0%			
30.4.1	477	470	947	49.63%	92	13	12.38%	47	39	45.35%	101	56	35.67%	152	211	58.13%	85	151	64.00%	10	17	62.96%			
29.4.1	480	467	947	49.31%	93	12	11.42%	48	41	46.07%	103	53	33.97%	149	210	58.50%	87	151	63.45%	12	14	53.85%			
28.4.1	484	458	942	48.60%	94	10	9.60%	58	44	43.10%	94	47	33.30%	141	204	59.10%	97	153	61.20%	6	19	76.00%			
27.4.1	497	453	950	47.6%	94	9	8.7%	66	46	41.0%	91	44	32.6%	143	201	58.4%	103	153	59.8%	6	15	71.4%			
26.4.1	506	448	954	47.0%	94	8	7.8%	66	47	41.6%	85	38	30.9%	145	190	56.7%	116	165	58.7%	16	15	48.4%			
25.4.1	510	447	957	46.7%	97	7	6.7%	67	48	41.7%	84	38	31.1%	136	184	57.5%	126	170	57.4%	11	13	54.2%			
24.4.1	521	448	969	46.2%	95	5	5.0%	67	47	41.2%	83	33	28.4%	147	191	56.5%	129	172	57.1%	12	12	50.0%			
23.4.1	536	456	992	46.0%	92	4	4.2%	67	40	37.4%	85	38	30.9%	161	187	53.7%	131	187	58.8%	9	14	60.9%			
22.4.1	557	462	1019	45.3%	87	3	3.3%	59	25	29.8%	96	55	36.4%	179	176	49.6%	136	203	59.9%	16	15	48.4%			
21.4.1	573	461	1034	44.6%	87	4	4.4%	63	18	22.2%	99	56	36.1%	183	174	48.7%	141	209	59.7%	12	22	64.7%			
20.4.1	588	463	1051	44.1%	85	4	4.5%	65	17	20.7%	106	42	28.4%	187	183	49.5%	145	217	59.9%	17	21	55.3%			
19.4.1	607	468	1075	43.5%	86	7	7.5%	65	15	18.8%	106	38	26.4%	176	180	50.6%	174	228	56.7%	6	14	70.0%			
18.4.1	629	461	1090	42.3%	83	4	4.6%	59	12	16.9%	110	36	24.7%	187	179	48.9%	190	230	54.8%	5	12	70.6%			
17.4.1	651	469	1120	41.9%	95	3	3.1%	62	10	13.9%	113	42	27.1%	192	187	49.3%	189	227	54.6%	7	15	68.2%			
16.4.1	617	440	1057	41.6%	70	1	1.4%	59	9	13.2%	96	38	28.4%	181	157	46.4%	211	235	52.7%	23	17	42.5%			
15.4.4	628	444	1072	41.4%	76	2	2.6%	68	8	10.5%	97	39	28.7%	189	160	45.8%	198	235	54.3%	10	6	37.5%			
14.4.1	636	450	1086	41.4%	77	2	2.5%	57	7	10.9%	104	34	24.6%	181	164	47.5%	217	243	52.8%	10	12	54.5%			

*平成16年までは派遣・休職を除く

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
施策		事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
基本目標 I 男女平等の意識を育むまち（新規:4/継続:11/充実:0/見直し:0）							
基本施策1 男女平等の意識づくり							
(1) 男女平等の意識啓発(★)							
	1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女平等意識を醸成するため、武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、男女平等推進センターなどの各種講座を開催する。	継続	市民	生涯学習スポーツ課 男女平等推進担当	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。 引き続き、男女平等推進センター企画運営委員会において、第四次男女平等推進計画の課題に沿った講座を企画実施する。
	2	男女共同参画週間事業の実施	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体や市民と協働して男女平等社会実現のための週間事業を実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、企画の公募や団体活動補助金事業も合わせ、男女共同参画週間に講演会・映画上映会・パネル展示などを行う。
	3	国際的理理解を深めるための取組	先進諸国の女性の地位向上に関する取組を周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	継続	市民	男女平等推進担当	男女共同参画フォーラムにて、国際協力を行う団体へ活動助成を行う。
	4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施を予定する。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標									
基本施策									
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定		
	5 男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知		男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。また、市報に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。		
基本施策2 男女平等教育の推進									
(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進									
	6 男女平等教育の推進		道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	継続	市民	指導課	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、特別な教科道徳を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。		
	7 人権教育の充実を図る研修の実施		教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	市	指導課	市人権教育推進委員会を年間3回開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。		
	8 生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進		個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。	継続	市民	指導課	進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深め、学校における適切な進路指導の充実を図る。職業調べや職場体験学習に留まらず、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。		
	9 発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施		子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	引き続き、小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。		

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)						
(1)性の多様性に関する理解の促進(★)						
10	男女平等推進センター「ヒューマンあい」における講座	多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。
11	人権週間における取組	人権週間に、性の多様性に関する講演会や図書展示等を実施する。	新規	市民	男女平等推進担当	人権週間に合わせて実施する図書展示において、性の多様性に関する図書展示を行い、啓発を図る。
12	LGBTやSOGIの理解に向けた取組	多様な性に関する正しい理解を広めるため、ガイドラインを作成するとともに、理解促進のための研修等を実施する。	新規	市/事業者等	男女平等推進担当	LGBTや性多様性理解のための職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。
(2)性的マイノリティ等への支援(新規)						
13	学校教育における個別的支持	性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。	継続	市民	指導課	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支持の充実を図る。
14	にじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。	新規	市民	男女平等推進担当	性的指向・性自認に関するにじいろ電話相談の実施について、検討する。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標									
基本施策									
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定		
	15 パートナーシップ制度(仮称)の検討		同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度(仮称)の導入を検討する。	新規	市民	男女平等推進担当	府内で研究会を設置し、パートナーシップ制度を含む当事者への望まれる支援を検討する。		
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち (新規:0/継続:24/充実:10/見直し:1)									
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発									
(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)									
	16 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施		ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	継続	市民	子ども政策課	引き続き、事業の充実を図る。現在実施内容については未定。		
						男女平等推進担当	引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を深めるための講演会や情報提供などを実施する。		
					市	人事課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会やチラシ等により、職員が自身のワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供する。		
					事業者等	生活経済課	男女平等推進担当、高齢者支援課、子ども政策課と連携し、ワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施する。		
17	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	継続	市民	男女平等推進担当		引き続き、ワーク・ライフ・バランスに関わる情報を掲載できるよう検討する。		

6 武藏野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
(2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進						
18	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	市民	子ども政策課	引き続き父親の子育てや教育力の向上を図り、父親グループとの連携も図っていく。
					児童青少年課	中学生・高校生リーダー講習会において、子どもとの接し方についての講義と保育体験ボランティアを実施し、男子児童の参加を促す。
					健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・こうのとり学級土曜日クラス: 定員40組(初妊婦とパートナー)で、年12コース実施する。 ・7/7開催のゆりかごむさしのフェスティバルで父親対象の事業(イクメン講座、講座「お父さんの気持ち～パパへのヒント～」、妊婦体験ジャケット等)を実施する。 ・男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付する。
19	家族介護支援事業の拡充	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	デイサービスセンターや在宅介護・地域包括支援センターで家族介護者の交流の場や介護講座等を実施する。また、実施主体の意見交換会を行い、方針を共有しつつ各実施主体の特徴を活かした事業を開発する。
20	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を活用した、男性の地域活動に関する情報提供と啓発活動	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、まなこやセンターの講座等を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。

6 武藏野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
	施策						
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
21	男性の地域参加へのきっかけづくり	「お父さんお帰りなさいパーティ」や男性のための料理教室等、男性の地域参加のきっかけとなる事業を実施する。		継続	市民	地域支援課	「お父さんお帰りなさいパーティ」および「お父さんお帰りなさいサロン」を継続して開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う。
						高齢者支援課	男性のための料理講習会を実施し、参加者の地域参加を支援していく。
						児童青少年課	市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を呼び掛ける。
						生涯学習スポーツ課	引き続き大人のための生涯学習ガイドを発行し、情報提供を行う。
22	PTA活動への男性の参加促進	PTA活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。		継続	市民	生涯学習スポーツ課	引き続き校長会等を通して、男性PTA会員のPTA活動への参加を働きかける。
基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進							
(1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進							
23	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女平等の推進を評価項目に入れ企業の育児休業等を促進する。		見直し	事業者等	管財課	工事請負契約の入札において、総合評価方式の試行を再開する。男女平等の推進を評価項目に入れ企業の育児休暇等を促進する。
24	両立支援に関する事例紹介や情報発信	他の事業所が参考になるような優れた両立支援に関する企業活動の取組について、事例紹介や情報発信を行う。		継続	市民/事業者等	生活経済課	男女平等推進担当、高齢者支援課、子ども政策課と連携し、ワーク・ライフ・バランス啓発講座を実施する。
						男女平等推進担当	両立支援や女性活躍推進に積極的なモデルとなる企業の取組み事例の紹介を行うよう検討する。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	25	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	継続	事業者等	生活経済課	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報掲載を行う。
(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組							
	26	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	継続	市	人事課	・「育児参加休暇」の導入については他の休暇との兼ね合いを考慮しながら引き続きを検討を進める。 ・男性の育児休業取得者が増えていることから、庁内で経験談を共有することにより一層の取得しやすい雰囲気の醸成を図る。 ・介護を行う職員の支援と介護をしやすい職場環境の醸成のため、介護と仕事の両立に関する講演会を実施する。
	27	タイムマネジメント力の向上	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、タイムマネジメント力の向上を図る。	継続	市	人事課	・引き続き、「カエルデー(各課で月1日以上の一斉定時退庁日)」「YY月間(「年次有給休暇取得促進月間)」や「ノーアクティビティ・ノーカーニバル」を実施する。 ・超過勤務時間が45時間を超える職員の所属長による提出を再度実施する。また、超過勤務が減少した好例については手法を共有する。
	28	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験のある職員を交えた職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	継続	市	人事課	・仕事復帰に対する不安軽減を目的とした、育児休業中の職員と人事担当者や子育て中の先輩職員との交流の場:「育児休業取得者等懇談会」を開催する。 ・育児休業中の体験談などを庁内報等を活用して紹介する。 ・時差勤務の運用について検討しながら試行を行う。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標										
基本施策										
施策		事業名		事業概要		区分				
		事業名		事業概要		事業の対象者				
		事業名		事業概要		主管課				
令和元年度事業予定										
基本施策3 子育て及び介護支援の充実										
(1)子育て支援施策の充実(★)										
29	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	充実	市/市民	子ども政策課	ニーズ調査の結果等をもとに、子育て支援施設の整備方針の検討を行い、本年度策定する「第五次子どもプラン武蔵野(令和2年度～6年度)」に、整備方針を記載する。				
30	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育所における専門職の活用による相談事業などを実施する。	継続	市民	子ども育成課	引き続き、各保育園での子育て支援イベントを実施する。市民の参加を促進するため、健康課が所管する「ゆりかごむさしの」事業との連携による情報共有及び広報・啓発を図る。				
31	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育てひろばのスタッフ研修やボランティア育成を行い、施設や団体・関係機関等のネットワークによる連携を図る。	充実	市民	子ども政策課	引き続き、講座や研修会等を行い、子育て支援者の育成及び共助のしくみづくりを充実させることで、横のつながりを更につくり、連携を強化する。				
32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい「ファミリー会員」と、育児の援助をしてくださる「サポート会員」の、地域の相互援助活動を支援する。	充実	市民	子ども政策課	引き続き、事業の周知を行い、会員の獲得を図る。				
33	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	継続	市民/事業者等	子ども家庭支援センター	子育て世代包括支援センターの設置を目指して相談体制の在り方を検討する。				
34	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。	継続	市民	子ども育成課	引き続き病児・病後児保育室での預かり保育実施を支援していく。				

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標								
基本施策								
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	
	35	待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応		多様な保育ニーズを的確に捉え、地域性を考慮しながら適所に保育施設を整備するなどにより待機児童の解消を図る。	充実	市民	子ども育成課	令和2(2020)年4月の待機児童数ゼロに向けて、認可保育所3園の新規開設及び認証保育所の認可化移行を実施する。
	36	児童施設の機能の充実		地域子ども館(あそべえ・学童クラブ)等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	継続	市民	児童青少年課	・館長を中心として推進会議の定期的な実施、各種イベントの運営、学校との定例ミーティング等を行う。 ・アドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図る。 ・学童クラブ保護者アンケートを実施する。
	37	産前・産後支援ヘルパー事業の実施		産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊娠婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	継続	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、支援の必要な家庭が利用できるよう、周知に努める。
	38	障害児の放課後対策の充実		障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	充実	事業者等	障害者福祉課	整備費補助の効果もあり事業所が増加してきている。今後は事業所連絡会の内容を充実させ、サービスの質の向上を図っていく。
(2)介護支援施策の充実								
	39	介護に関する人材の確保と養成		総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一体的に行っていく。	充実	事業者等	地域支援課	・人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に展開を図る。 ・就職支援事業、事業者・団体支援事業において、就職相談会や管理者向けの研修等を新たに実施していく。
				高齢者支援課			地域支援課回答と同内容を実施する。	
				障害者福祉課			平成30年度と同様に開催予定。 対応に苦慮する精神障害者支援に関する知識と情報を提供することにより、支援者の積極的な関りを促す。	

6 武藏野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
40	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	充実	事業者等	地域支援課	引き続き、在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携を強化するため、「在宅医療・介護連携推進事業」において、課題解決に向けた取組みを推進する。
					高齢者支援課	平成30年度の事業見直しに伴う混乱もなく順調に事業運営が図られたため、引き続き事業を継続し深夜等時間帯に医療ニーズが必要となる要介護者等の受入れ促進を図り、もって医療ニーズの高い単身高齢者等の在宅生活継続支援を図る。
					障害者福祉課	平成30年度と同様に参加し、介護保険、及び障害福祉の事業連携を図るとともに、職種の壁、男女の差のない協力体制を確立する。
41	介護に関する相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに、24時間365日の相談体制を継続していく。	充実	市民	高齢者支援課	平成30年度にサービス相談調整専門員を増員し、相談体制の強化を図った。今年度はさらに、研修や実践をとおして、相談体制の質の向上を図る。
42	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組の検討	子と親、子と自分の親と配偶者の親など、複数の家族に対する介護や育児の担い手を支えるための取組を検討する。	継続	市民	高齢者支援課	市内の企業等に対して、認知症サポーター養成講座や介護保険・福祉サービスの仕組み等を伝える講座を実施し、就労者に対する情報提供を図る。
					障害者福祉課	平成30年度と同様、会議に参加し関係機関との情報交換、連携により孤立防止に努める。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標									
基本施策									
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定		
	43 家族介護支援事業の拡充(事業19再掲)		介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	デイサービスセンターや在宅介護・地域包括支援センターで家族介護者の交流の場や介護講座等を実施する。また、実施主体の意見交換会を行い、方針を共有しつつ各実施主体の特徴を活かした事業を開発する。		
基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進									
(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)									
	44 市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上		市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	継続	市	男女平等推進担当	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。		
	45 市役所の女性管理職の登用推進		女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、自主研究グループの活動支援等を行う。	充実	市	人事課	引き続き、女性の登用の促進に関する研修等を職員に案内する。		
	46 女性教員の管理職試験受験の推奨		女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	継続	市	指導課	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては引き続き女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。		
(2)女性の再就職支援・起業支援									
	47 就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援		女性の就職や再就職について支援講座を実施する。また、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	継続	市民	生活経済課 男女平等推進担当	三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターとの共催で、託児付の再就職支援講座を目指す。 引き続き、情報の収集・提供に努め、講座等を開催する。		

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	施策					
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
48	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あつせん、事業費助成などの育成支援を行う。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供する。	継続	市民/事業者等	生活経済課	・市制度融資、関係機関の事業の広報を行う。 ・むさしの創業サポートネットによる創業支援事業を実施する。
					市民活動推進課	「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。(1団体1事業20万円まで。予算220万円)合わせて、補助金交付法人の交流会を実施する。フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」にて市民活動に関する情報提供を行う。
					地域支援課	「地域包括ケア人材育成センター」では、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に展開を図る。 ・就職支援事業、事業者・団体支援事業において、関係機関と連携し、就労希望者と事業者を結ぶ就職相談会を新たに実施するほか、福祉の仕事について普及・啓発を行う「お仕事フェア」を複数回実施していく。
(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進						
49	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う武蔵野市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	継続	市民	地域支援課	地域福祉ファシリテーター養成講座や地域社協運営委員研修等において、活動者の支援を行う。また、「地域社協はじめて研修」を一般向けに行うことを見定する。
50	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るために、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	充実	市民	防災課	引き続き子どもを持つ女性女性向けの防災講習等、各種訓練やイベントでの啓発活動を通じて、避難所運営や地域防災への女性参画を促していく。 女性の視点を取り入れた避難所運営の手引きを周知し、避難所運営等における男女平等を推進する。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち（新規:1/継続:39/充実:2/見直し:1）						
基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画】						
(1)暴力の未然防止と早期発見(★)						
	51 配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止	妊娠届時の面接や子ども家庭相談などを通じて配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める。	充実	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、関係課と連携して、暴力の早期発見と未然防止に努める。
					健康課	・生後約4か月までのすべての乳児を対象にこんにちは赤ちゃん訪問を実施する。 ・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応する。
	52 若年世代への意識啓発	センター企画運営委員会と連携し、市内の学校の協力を得て「デートDV防止」をテーマに出前講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	センター企画運営委員会と連携し、引き続き、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。
	53 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。
	54 男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、DV防止啓発を継続して行う。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
(2)相談事業の充実(★)						
55	女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。
56	配偶者暴力に関する相談体制の整備	ひとり親家庭相談と女性総合相談窓口相互の円滑な連携を図るために、つなぎ方や相談の流れなどの情報共有等を行い、関係部署間の連携を図る。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携の上、支援を行う。	継続	市	男女平等推進担当 子ども家庭支援センター	引き続き、子ども家庭支援センターとの円滑な情報共有を図る。また、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。 女性総合相談担当とひとり親家庭相談担当で定期的に情報や支援方法の共有を行う。庁内連携会議を通じて各課担当者の理解を深めるとともに、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	継続	市民	子ども家庭支援センター	平成31年度についても、通訳の報償金を予算措置した。引き続き、相談・支援情報の多言語での提供について検討していく。
58	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を市内公共施設等のトイレに貼付・配布し、相談窓口等を周知する。幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	継続	市民	男女平等推進担当 子ども家庭支援センター	公共施設や民間施設の女性トイレに、作成した相談カードの配架を行う。医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。 引き続き、ホームページ等で相談窓口の周知を行う。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標								
基本施策								
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	
	59	男性のための相談に関する情報提供		男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京 ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、男性方の家庭や夫婦関係に関する相談等について「まなこ」に相談先を掲載するほか、女性に対する暴力をなくす運動等でも情報提供を行う。
	60	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり		相談によって表面化する問題点を全局的な問題として取り上げ、関係部課の取組を推進する。	継続	市	男女平等推進担当	関係課や機関への情報提供等を行うと併に連携を図る。
(3)安全の確保								
	61	被害者の安全の確保		迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて被害者の安全確保を図る。	継続	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。
	62	被害者情報の保護		配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	継続	市	子ども家庭支援センター 情報管理課	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急を要する事例については個別に対応する。 引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修にて、説明を行う。
(4)自立支援								
	63	府内ネットワークによる被害者への円滑な支援		被害者の府内各課での手続きを円滑に支援するため、定期的に府内連絡会を開催し、情報共有を図る。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。

6 武藏野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	64 被害者の立場に立った支援		被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	継続	市	子ども家庭支援センター	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。
	65 被害者へのカウンセリングの検討		配偶者暴力被害を含めた女性相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	継続	市/市民	男女平等推進担当 子ども家庭支援センター	引き続き女性総合相談・女性法律相談を実施する。 引き続き、必要に応じて医療機関等への連携を図る。
	66 子どもに対する心理的援助		配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	継続	市/市民	男女平等推進担当 子ども家庭支援センター 教育支援課	引き続き女性総合相談・女性法律相談を実施する。 関係機関と連携し、引き続き子どもに対する継続的な心理的援助を行う。 引き続き教育相談を実施する。
(5) 推進体制の整備							
	67 配偶者暴力被害者支援のための府内ネットワークの充実		武藏野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。
	68 東京都等との連携		東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	69 外部の関係機関との連携		被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	見直し	市	男女平等推進担当	引き続き、子ども家庭支援センターとの連携や情報共有に努める。
70 相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女平等推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。			継続	市	市民活動推進課	引き続き、人権に関する研修に職員を派遣する。
						男女平等推進担当	相談に関する理解を深めるため、引き続き東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。
						子ども家庭支援センター	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、研修会等を行う。
71	相談担当職員の研修の充実		相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	市	子ども家庭支援センター	引き続き、相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。
72 配偶者暴力相談支援センターの機能充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実について検討する。			継続	市	男女平等推進担当	引き続き、センターの機能の充実について検討を行う。
						子ども家庭支援センター	配偶者暴力相談支援センターの機能充実について検討を行う。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	施策					
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策						
(1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策						
73	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発	様々な機会を通して、事業者や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての啓発活動を行う。	継続	市民	男女平等推進担当	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関連図書展示を行ったり、センターでセクハラやストーカー行為、性暴力等に関する新聞記事を掲示するなど、啓発活動を行う。
74	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	継続	市/市民	子ども家庭支援センター	引き続き、市で行う犯罪被害者の支援の取組みについて周知する。職務関係者は研修に参加し、専門知識を習得する。
75	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施(事業53再掲)	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。
76	女性相談窓口の実施(事業55再掲)	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。
77	図書館における情報提供(事業4再掲)	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施することを予定する。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
基本施策3 特に困難な状況にある人への支援						
(1)ひとり親家庭等への支援(★)						
78	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第五次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	継続	市	子ども家庭支援センター	第四次子どもプラン武蔵野に則り、引き続き体系的な支援を行う。ひとり親家庭アンケート調査の結果を踏まえ、第五次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。
79	ひとり親家庭への経済的支援	各種の手当、助成、福祉資金の貸付、就学援助により経済的な支援を行う。	継続	市民	子ども家庭支援センター 教育支援課	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。 引き続き支給事業を実施する。
80	ひとり親家庭等への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。また、生活困窮世帯の自立支援のため、伴走型の相談支援を行う。	継続	市民	子ども家庭支援センター 生活福祉課	職業訓練や求職活動時・就業時のホームヘルプサービスの提供等を行いながら、総合的に自立支援を行う。 生活福祉課が生活困窮世帯の初回の相談支援を行った後、生活保護には該当しないが、就労や債務整理等、支援が必要な世帯に対し、自立相談支援機関(武蔵野市福祉公社)につなぎ、抱えている問題を整理し、計画的・継続的な相談支援を行う。
81	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援や孤立化防止のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、子ども家庭支援センターと共にひとり親家庭向けの相談や講座等を実施する。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
	82	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	家庭訪問による学習・生活支援及び補習教室での学習支援を行う。	新規	市民	子ども家庭支援センター	引き続き、家庭訪問による学習・生活支援を行う。
						生活福祉課	生活保護及び児童扶養手当受給世帯等の生活困窮世帯の小学校3年生～高校生に対する補習教室型の学習支援をシルバー人材センター等への委託により実施し、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を防止する。
	83	ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	ひとり親家庭の親が、継続的、安定的に就業できるように、きめ細かい就労支援を行う。	継続	市民	子ども家庭支援センター	ハローワーク等関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行う。
(2)高齢者・障害者の方への支援							
	84	「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体による、それぞれの通常業務の中での異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組を進めるとともに、ひとり暮らし高齢者の増加等の課題に対応するため、連携強化を図る。	継続	市民/事業者等	高齢者支援課	見守り・孤立ネットワーク会議を年2回開催し、参加団体の見守りネットワーク強化を図っていく。
						障害者福祉課	平成30年度と同様、会議に参加し関係機関との情報交換、連携により孤立防止に努める。
	85	虐待防止の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修等を実施する。	継続	市民/事業者等	高齢者支援課	平成30年度に、養護者による虐待について事業所向けの研修会を2回実施した。引き続き今年度も事業所向け研修会を3回実施する。また、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議についても引き続き開催し、関係機関の連携強化を図っていく。
						障害者福祉課	平成30年度と同様、連絡会と地域協議会を2部構成で開催。障害者差別に関する情報を、高齢分野と共に理解を広げる。

6 武藏野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
	施策	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
86	消費者被害の防止対策の推進	消費者センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。		継続	市民	生活経済課	消費生活相談、出前講座、リーフレットの配布、悪質商法被害防止街頭キャンペーンを行う。 むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事の掲載及び市ホームページにて情報提供を行う。
						高齢者支援課	年2回消費生活センター、安全対策課、警察署と消費者被害について情報交換会を開催。今年度も実施し、「安心安全ニュース」を隔月で発行、出前講座等を行い今年度も同様に実施し、見守り、注意喚起を促していく。
						障害者福祉課	引き続き、消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう、市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に勧奨する。
						安全対策課	振り込め詐欺対策として、自動通話録音機を300台購入し、警察署と連携し無償貸出を行う。また、警察等関係機関と連携し、各種イベント等を実施し、犯罪被害防止の啓発等の対策を講じる。
87	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。		継続	市民/事業者等	障害者福祉課	新たな団体への周知を図り、更なる障害理解の推進が行えるように出前講座を継続していく。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標						
基本施策						
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進						
(1)各種健康診断の充実						
88	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	市民	健康課	乳がん検診は、受診率向上と利便性を考慮し、今年度から対象者全員(前年度未受診者)に、受診券シールを5月末に一斉送付し、8月～9月頃に受診勧奨通知を送付する予定。子宮がん検診は、今年度も引き続き、対象者(前年度未受診者)に受診票を一斉送付し、8月～9月頃に受診勧奨通知の送付を予定している。
89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から産後までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつの早期発見や必要時関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	充実	市民	健康課	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援を実施する。 ・産後に家族から十分な支援を受けられず、育児不安や体調不安等の悩みを抱える母子に対して産後ケア事業を実施する。
90	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	市民	健康課	平成30年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行っていく。
91	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	市民	健康課	20歳～70歳までの5歳きざみの年齢の方を対象に4月と9月に健康教育や骨粗しょう症検診を合わせた骨粗しょう症予防教室を実施する。 各期につき4回実施、各回70名定員(計560名定員)

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標									
基本施策									
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定		
(2)リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発									
	92	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発		男女平等推進センター等で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発を行う。	継続	市民	男女平等推進担当		
	93	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施(事業9再掲)		子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課		
基本目標IV 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち(新規:2/継続:9/充実:1/見直し:1)									
基本施策1 計画推進体制の整備・強化									
(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進									
	94	条例の理解に向けた取組		条例ガイドブック等を活用することにより、条例の周知・理解を図る。	新規	市民	男女平等推進担当		
(2)市民参加による男女平等の推進									
	95	むさしの男女平等推進市民協議会など市民活動の支援		むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女平等推進への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	継続	事業者等	男女平等推進担当		

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
施策		事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
		96 男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	継続	事業者等	男女平等推進担当	引き続き、男女平等推進審議会を設置し計画の進捗状況の評価を行う。
		97 男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	新規	事業者等	男女平等推進担当	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、第四次男女平等推進計画に沿った講座の企画・運営に関する協議及び検討を行う。
(3) 庁内推進体制の整備							
		98 庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	市	男女平等推進担当	府内推進会議と同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理等を行う。
		99 事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会で報告する。	継続	市民	男女平等推進担当	第三次男女共同参画計画の平成30年度事業実績及び令和元年度第四次男女平等推進計画の事業予定を取りまとめ、府内会議及び推進審議会の資料とする。
		100 人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	市	人事課 男女平等推進担当	引き続き、男女平等推進担当と共に全庁向けの研修を実施する。 引き続き、職員研修会を実施する。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標								
基本施策								
	事業名		事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定	
(4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)								
	101	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実		男女平等推進センター「ヒューマンあい」において、相談機能や配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女平等の推進拠点として機能充実を図る。	見直し	市	男女平等推進担当	引き続き、センターの機能整備を行うほか、女性法律相談を実施し、相談機能の充実を図る。
	102	各種講座等の実施		男女平等推進に関する課題解決に向けた各種講座を、市民団体や関係機関との連携を図りながら実施する。	継続	市民	男女平等推進担当	各種講座等を、企画運営委員会や関係機関との連携を図り実施する。
	103	講座修了者のフォローアップ支援		男女平等推進センター「ヒューマンあい」講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行うなど、フォローアップを図る。	継続	市民	男女平等推進担当	講座修了者の意向に配慮して、関連図書情報や講座案内等を行う。
(5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知								
	104	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知(事業5再掲)		男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	継続	市民	男女平等推進担当	引き続き、第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマについて、「まなこ」を発行する。また、市報に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。

6 武蔵野市第四次男女平等推進計画事業予定報告書

基本目標							
基本施策							
	施策	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和元年度事業予定
基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透							
(1)メディア・リテラシーの向上							
105	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。		継続	市民	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。
						指導課	引き続き、教職員のリテラシーの向上を図るとともに、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図る。
						男女平等推進担当	講座「夜活★むさしのメディア塾」を実施する。
106	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。		充実	市	秘書広報課	現在の刊行物等における現存ルールを整理するとともに、関連する国のガイドラインなどとの整合性のある手引きとなるよう内容の検討・精査を進める。
						男女平等推進担当	都内で表現ガイドラインを作成している自治体に、作成方法などをヒアリングすることともに、秘書広報課と手引き作成に向け検討を進める。

7 武藏野市男女平等推進審議会評価（平成30年度実績分）

凡例

【武藏野市男女平等推進議会による評価】

◎…順調である	効果的な取組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

第三次男女共同参画計画の推進状況について(総評)

・第三次計画期間に武藏野市男女平等推進に関する条例(平成29年4月)が制定され、条例により設置された男女平等推進審議会

が男女平等推進に係る各施策の進捗状況を点検・評価することにより、施策の改善、推進が図られた。また、年度ごとの推進状況評

価が定着し、男女平等推進の庁内体制が整ってきた。さらに男女平等推進審議会の答申をうけ、第四次男女平等推進計画が策定さ

れることにより、男女平等推進施策が着実に前進している。

・男女平等推進拠点として男女平等推進センターが移転、機能拡充が図られるとともに、相談機能が市庁舎から分離することにより、相談しやすく専門性の高い相談支援が実現した。また、子ども家庭支援センターと定期的な連絡会議を開くなど連携を深め、相談機能、配偶者暴力支援機能の充実がみられる。今後、より有機的な連携を進められたい。

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1－1	男女共同参画の意識づくり	○
施策(1)	男女共同参画の意識啓発	○

男女平等推進審議会の講評

- ・男女平等推進センターでは、第三次男女共同参画計画の課題に沿った多彩なテーマの講座を原則託児付で実施、男女平等意識の醸成に努めた。男女平等推進センター企画運営委員会の協議・検討により、男女共同参画フォーラム 2018 を実施し、企画公募を行うなど、男女平等推進の意識啓発を行った。武藏野地域五大学の協力を得て自由大学講座、寄付講座等を実施し、男女平等推進の視点からも、多数の講座が行われたことは、評価できる。
- ・男女平等推進情報誌「まなこ」を年3回発行し、地域活動、家事ハラスメント、子どもを取り巻く性的搾取などを特集した。市民会館文化祭におけるパネル展示において「まなこ」の紹介、特集テーマの関連図書展示を行うなど、周知を図った。また、男女平等推進センターの活動内容を「活動レポート」として掲載するなど、内容の充実に努めている。市報でとりあげるなど広く周知を図り、さらに認知度の向上に努められたい。

		評価
基本施策1－2 男女平等教育の推進		○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

男女平等推進審議会の講評

- ・市立小、中学校では、人権教育の視点を踏まえ、各教科等で男女平等教育を行っている。小学校では男女が理解し合って協力する心情を育て、互いに信頼し学び合い友情を深め、よりよい人間関係を築くこと、中学校では異性、同性に限らず互いの個性を尊重する態度を育む授業などを行った。人権教育推進委員会を開催し、多様性理解や一人一人の人権が尊重される指導に資するよう報告書を作成した。キャリア教育では、自分や友達の良さを認め合い、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え方行動する心を育て、中学校2年で、性別にとらわれず希望する職場体験学習を実施している。教職員の研修では、都教育委員会主催の研修において、多くの市立小・中学校副校長が「性的マイノリティー」をテーマとする研修に参加し理解を深めたことに加え、人権教育プログラムを活用した校内研修を全市立小・中学校で実施した。発達段階を踏まえて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行ってきており、東京都から新たに配付された「性教育の手引き」の中の取組みも参考に、保護者の理解を得ながら学校の取組みを応援されたい。
- ・男女平等の視点に立った学校教育を推進するにあたり、学校ごとの取り組みの違いがうかがわれる所以、市内の学校全体の男女平等教育の充実を図り、男女混合名簿採用の拡大についても検討されたい。

		評価
基本施策1－3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透		△
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	△
男女平等推進審議会の講評		
<p>・市立小・中学校においては、メディア・リテラシーに関する各校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図るとともに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりをとおして児童・生徒の情報モラル教育の充実に努めた。また、男女平等推進センターでは前年度に引き続き「夜活★むさしのメディア塾Vol. 2 メディア報道を読み解く」を実施するなど、メディア・リテラシーの向上に資するさまざまな取り組みを行っている。</p> <p>・行政刊行物の表現の見直しについては、他自治体ガイドラインの研究にとどまっている。窓口・電話応対も含めた全般的なガイドラインの作成も有効だが、文書表現の手引きを先に作成することも検討するとともに、具体的な日程を示されたい。</p>		

基本目標Ⅱ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策2－1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発		◎
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発	◎
男女平等推進審議会の講評		

ワークライフバランスの推進に向けて、「ハタラクカイギ2019」では女性の創業をテーマにした講演会を実施した。また、「女性のマナー・ライフプラン講座」、「ライフキャリア講座」、図書館における関連図書展示を行うなど啓発に努めた。さらに「まなこ」では家事労働ハラスメントを特集して、男性を含めた多世代、様々な家庭環境におかれた方々の座談会を実施するなど、女性の生涯にわたるワーク・ライフバランスの在り方や男性の家事労働参加など、多岐にわたる意識啓発を行い評価できる。

		評価
基本施策2－2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進		○
施策(1)	市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み	○

男女平等推進審議会の講評	
<u>施策(1)市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進</u>	
ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、東京都の労働相談支援センターの実施する専門家派遣等について、チラシ・リーフレットの配架、市ホームページで情報掲載を行った。今後、さらに効果的な啓発方法を検討されたい。	

施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

男性の育児休業取得率は、28年度36.4%、29年度55%、30年度54.5%と順調に推移、「休暇・休業相談窓口」の設置、「育休取得者等懇談会」の実施など取得促進に向けた工夫がみられるが、取得期間が短期の職員が多数である。さらに職員のニーズを捉えて、希望に沿った取得ができるよう、引き続き男性職員の育休取得促進に向けた職場全体としての環境整備に積極的に取り組まれたい。超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進については、様々な取り組みを行っているが、十分な効果が確認できない。長時間勤務の是正に向け、引き続き努力されたい。

評価

業、研修・相談事業を中心に事業展開を行った。また、「在宅医療・介護連携推進事業」において「入院時情報連携シート」を作成し、介護、医療、福祉関係者の連携を強化した。「物忘れ相談医」による休日相談会の実施、認知症見守り支援事業については36人が新規登録を行うなど、充実した取り組みが行われている。

評価

基本施策2－3 子育て及び介護支援の充実

○

施策(1) 子育て支援施策の充実

○

施策(2) 介護支援施策の充実

◎

男女平等推進審議会の講評

施策(1)子育て支援施策の充実

子育て支援ネットワークに新たにNPO法人等7団体が加入した。ファミリーサポート事業は利用者、支援者ともに増加している。産前・産後ヘルパー事業も前年度より300件増加、病児・病後児保育事業も新規に1施設が開設し、3駅圏体制が整うなど充実している。新規認可保育所3園、認証保育所2園開所により、259名の定員増するなど順調に推移している。また、児童発達支援事業所が新たに1か所開設するなど、子育て支援施策全体として充実がみられ、評価できる。

しかしながら、所管課の異なるファミリーサポート事業と産前・産後ヘルパー事業のはざまになる期間の支援策については、引き続き検討されたい。

施策(2)介護支援施策の充実

福祉サービスを担う人材の確保・育成を一体的、総合的に行う機関として「地域包括ケア人材センター」が開設された。専門職に限らず福祉サービスを担う人材育成事

評価

基本施策2－4 あらゆる分野への女性の参画の推進

○

施策(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

○

施策(2) 女性の再就職支援・起業支援

○

施策(3) 女性の地域活動への参画促進

○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進

審議会等における女性委員の割合は48.5%と横ばい、市役所内における女性管理職の割合は、11.5%と微増した。女性活躍に関する講演会を実施したり、育休中の職員に昇任試験の案内を個別に行うなど、女性が管理職を目指しやすい環境整備に努めている。

施策(2)女性の再就職支援・起業支援

「むさしの創業サポートネット」による「創業支援相談コーナー」を設置した。また、女性を主な対象とした創業支援施設へ助成金を出し、女性への創業支援をサポートした。さらに、三鷹市やハローワーク、東京しごとセンターと共に託児付の再就職支援講座を行うなどの支援を行った。

施策(3)女性の地域活動への参画促進

「地域福祉ファシリテーター養成講座」を8名が受講し、5名が修了するなど、地域福祉を担う人材育成を行った。防災分野では女性の視点を取り入れた「避難所運営の手引き」の改正、子どもを持つ女性向けの防災講習会の実施等、避難所運営や地域防災への女性の参画を促進した。

基本目標Ⅲ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策2-5 男性の家庭・地域活動への参画促進		○
施策(1)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>妊婦向け「こうのとり学級」の土曜日クラスの定員を増やすことにより、パートナー389人が参加した。「父親ハンドブック」を母子手帳交付時に1275件配布するなど、男性の子育て参加を促進するための取り組みを行った。また、男性のための料理講習会を18日実施延べ143人が参加したほか、家族介護者を対象とした事業を在宅介護支援センター6か所、デイサービスセンター10か所で実施した。さらに「まなこ」では「地域活動を考える」をテーマにこれらの地域活動のあり方などを特集するなど男性の子育て、介護、地域活動への参加促進を啓発した。</p>	

		評価
基本施策3-1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援		◎
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見	◎
施策(2)	相談事業の充実	◎
施策(3)	安全の確保	◎
施策(4)	自立支援	◎
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)暴力の未然防止と早期発見 保健センターでは、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施、1376件の訪問相談を行ったほか、乳幼児健診等において相談事業を行い、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携して支援をしている。また、各種媒体を使った相談窓口の周知、「デートDV講座」や、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における展示や講座などにより様々な層に対して啓発をおこなっており、評価できる。</p>	
<p>施策(2)相談事業の充実 男女平等推進センターでは女性総合相談に加えて、女性がかかる様々な悩みに法的なアドバイスを行う女性法律相談を新設し、両相談体制が総合的、複合的に連携する体制を構築した。また、女性相談カードを市施設や民間商業施設に配架するなど、取り組みの充実がみられる。また、子ども家庭支援センターでは、母子・父子自立支援員、婦人相談員による相談・支援を行い、延べ4,406件の相談を受け付けた。さらに両センターの相談員が定期的な会議を行うことにより、情報共有、連携強化を図っている。</p>	

施策(3)安全の確保

子ども家庭支援センターでは東京都や警察等と連携し、6世帯 11 人の緊急一時保護を行った。住民情報系システムで DV 被害者情報を共有し、情報保護を行うとともに、市職員を対象にした情報セキュリティ研修において保護の重要性を徹底した。

施策(4)自立支援

子ども家庭支援センター相談員による電話相談、来所面接、同行支援等の一貫した支援を行うとともに、医療機関と連携した PTSD のケア、子どもに対して関係機関と連携して心理的ケアを行うなど、継続した取り組みが行われている。

施策(5)推進体制の整備

東京都や関係機関との連絡会議に出席して情報交換を行った。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催して庁内の連携強化、さらに DV 支援に関する研修を実施して職員の知識習得を図っている。

評価

基本施策3－3 特別な配慮を必要とする人への支援

◎

施策(1) ひとり親家庭等への支援

◎

施策(2) 高齢者・障害者の方への支援

◎

施策(3) 性同一性障害のある人などへの支援

○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業を 10 世帯に実施したほか、シングルマザー座談会を年2回行った。ひとり親家庭への生活支援として児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等を引き続き行っているが、相談者に必要な内容を伝えると同時に適切な接遇をこころがけられたい。

施策(2)高齢者・障害者の方への支援

高齢者の孤立防止への取り組みでは、「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催し連携の輪が広がった。「高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会」を年2回開催するとともに、高齢者の緊急避難用ショートステイを2床確保するなど評価できる。消費者被害防止に関しては「武蔵野安全・安心ニュース」を発行し関係機関団体への周知を図ったほか、広報誌「つながり」で消費者被害防止について啓発を行った。

施策(3)性同一性障害のある人などへの支援

LGBT をテーマにした映画上映会にあわせて終了後トークカフェを開催し、理解促進を図るとともに、性的指向・性自認に関する電話相談を実施し、5件の相談があった。引き続き当事者が必要とする支援を検討し充実を図られたい。市立学校においては、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別支援を充実させた。

評価

基本施策3－2 セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

◎

施策(1) セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

◎

男女平等推進審議会の講評

市にストーカー相談は延べ 16 件寄せられた。「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、女性弁護士による法律講座、市施設における DV 防止パネル展示、図書館3館において関連図書展示を行うなど、順調な取り組みが行われている。「データ DV 相談カード」を作成したことは評価できる。今後も引き続き、市施設や学校など、多くの人の目にふれる効果的な場所への配架を進められたい。

評価

基本施策3-4 女性の生涯にわたる健康施策の推進		○
施策(1)	各種健康診断の充実	○
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)各種健康診断の充実

- ・乳がん検診では、受診勧奨通知を対象者の枠を広げて実施した結果、受診率が1.67倍になった。子宮がん検診については、前年度未受診者に受診票を一斉送付したことにより、途中転入者に勧奨ハガキを送付しており、受診率は横ばいである。引き続き受診率の引き上げに努められたい。
- ・母体ケアに関する事業では、妊娠届け出時に保健師等が面談し、妊婦検診の受診票を配布し費用の助成を行った。「父親ハンドブック」を配布したほか、「こうのとり学級」の土曜開催により父親の育児参加を促した。「こんにちは赤ちゃん訪問」や3、4ヶ月検診時等における相談事業により、必要な母子に支援を行っている。

施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

講座「思春期男子のココロとカラダ」を現役の助産師により実施、母親には分かりにくい思春期男子について理解を深めることができた。今後も啓発事業に努められたい。

基本目標IV

男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

評価

基本施策4-1 計画推進体制の充実		◎
施策(1)	市民参加による男女共同参画の推進	○
施策(2)	庁内推進体制の整備	○
施策(3)	ヒューマン・ネットワークセンターの拡充	◎
施策(4)	男女共同参画情報誌等の発行	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)市民参加による男女共同参画の推進

武蔵野市男女平等の推進に関する条例に基づき、男女平等推進審議会を設置。男女平等推進登録団体への活動支援、男女平等推進センター企画運営委員会との協働を進めるなど、市民参加による男女平等推進体制が効果的に進められた。

施策(2)庁内推進体制の整備

第三次男女共同参画計画の進行管理、振り返りを行うための庁内推進会議、同幹事会を開催し、定着している。また、女性活躍に関する講演会を庁内で実施し、女性職員のキャリアプランを後押しするとともに、管理職対象にハラスメント防止研修を実施するなど、女性の働きやすい職場づくりの実現に努めた。

施策(3)ヒューマン・ネットワークセンターの拡充

女性総合相談を引き続き実施するとともに、平成30年度より女性弁護士による女性法律相談を開始することにより、相談機能の充実を図ったことは、評価できる。

施策(4)男女共同参画情報誌等の発行

男女平等推進情報誌「まなこ」を年3回発行し、地域活動、家事ハラスメント、子どもを取り巻く性的搾取などを特集した。市民会館文化祭におけるパネル展示において、「まなこ」の紹介、特集テーマの関連図書展示を行うなど、周知を図った。また、男女平等推進センターの活動内容を「活動レポート」として掲載するなど、内容の充実に努めている。

		評価
基本施策4-2	男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討	
施策(1)	男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討	

男女平等推進審議会の講評

終了

(参考資料)武藏野市男女平等の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策(第9条—第21条)

第3章 男女平等推進審議会(第22条)

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理(第23条・第24条)

第5章 雜則(第25条)

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武藏野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切にした自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に發揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武藏野市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。)を含む。)をいう。
- (2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわりなく、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができるることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。
- (4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。
- (5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。
 - ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い
 - イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い
- (6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。
 - ア ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)
 - イ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)
- (7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。

(8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。

(9) セクシュアル・ライツ 性に関する事を自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。

(10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。

(11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

(1) 全ての人が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力(以下単に「性別等に起因する暴力」という。)、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害(以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。)を受けることなく、個人として尊重されること。

(2) 全ての人が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

(3) 全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。

(4) 全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。

(5) 全ての人が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができるこ。

(6) 全ての人が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。

(7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。

(8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。

3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。

2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策

(男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武藏野市男女平等推進計画(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武藏野市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武藏野市立男女平等推進センター条例(平成27年12月武藏野市条例第63号)第1条に規定する武藏野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を、男女平等を推進するための拠点とする。

2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。

3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受けけるための窓口を設置する。

4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第18条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第19条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第20条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第21条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

第22条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。
 - (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
 - (3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。
- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理

(苦情の申立て)

第23条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。
- 3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関する必要な事項は、規則で定める。

(苦情処理委員会)

第24条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

- 2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- 3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べることができる。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和元年度
武藏野市第三次男女共同参画計画推進状況調査報告書
(平成30年度実績分)

令和2年3月
発行 武藏野市
編集 市民部市民活動推進課 男女平等推進センター
〒180-0022 武藏野市境2-3-7 市民会館1階
TEL 0422-37-3410